

安保改定をめぐる日本社会党の政策過程

濱砂, 孝弘
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2559050>

出版情報 : 九大法学. 118, pp.1-56, 2020-03-13. Kyudai Hogakkai
バージョン :
権利関係 :

安保改定をめぐる日本社会党の政策過程

濱 砂 孝 弘

はじめに

第1節 統一社会党の躍進

- 1 社会党の左右統一
- 2 社会党の躍進と「日米関係の再検討」の開始

第2節 安保改定と社会党

- 1 「不平等条約の改廃」の検討
- 2 安保改定交渉と社会党の対応

第3節 社会党の「安保解消」具体化と性格論争

- 1 性格論争の展開
- 2 「安保解消」の具体化

おわりに

はじめに

本稿は、安保改定をめぐる日本社会党の政策過程を、社会党右派の議論にも着目しながら検討するものである⁽¹⁾。

1952年4月28日の講和発効後も、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（以下、「安保条約」乃至「現行安保条約」）及び日米行政協定の下、全土基地方式による米軍駐留、米国の対日防衛義務の不明確性、在日米軍への発言権欠如、在日米軍への諸特権といった占領の残滓は色濃く存在していた。1950年代中葉以降、経済復興と国際社会への復帰が進むからこそ、第五福竜丸事件、米軍飛行場の拡張及び土地接収、相次ぐ米兵の事故及び犯罪が「値切られた独立」の意味を生々しく実感させていたのである。こうした安保条約の「不平等性」に対し、「独立の完成」を求める諸構想が保革を超えて数多存在していた。このうち、保守政権による「独立の完成」への一つの模索が、安保改定として結実するのである。

本稿では、このような「独立の完成」を目指す諸潮流の一つとして、社会党の動向を組上に載せたい。というのは、「民族の完全独立」を掲げた社会党は、「安保解消」及び「日米中ソ集団安全保障体制」の確立による日本の中立化をその外交・安全保障政策とし、安保条約の「不平等性」に対する国民の不满を背景に勢力を伸張させていたからである。しかも安保改定が、日本の中立化を防ぎ、「日米安全保障関係を持続性あり且信頼性ある基礎に置く」ため、「日本憲法と牴触しない相互援助型」の日米安保体制を確立させた重要局面であるならば、これに対抗し「民族の完全独立」を掲げた社会党の動向は、「独立の完成」を模索した安保改定という点において、保守政権とともに重要なファクターだと考えられるのである。

以上のような安保改定をめぐる社会党の動向を検討する意義を踏まえ

た上で、本稿と先行研究との関係を見ていきたい。安保改定⁽²⁾では、岸信介首相、及び日本の中立化を警戒したマッカーサー駐日米国大使（Douglas MacArthur II）のイニシアティブに注目した上で、日米両政府の政策決定過程及び日米交渉に焦点をあててきた。そのため、日本の国内政治過程そのものは、政権与党である自民党の動向には関心が向けられつつあるものの、等閑視されがちである。そのなかで、原彬久氏は、日米交渉と日本の国内政治過程の連関として安保改定をめぐる政治過程を詳述している。「社会党の『反権力』が、保守政権はもちろん、これに梃子入れするアメリカ側にある種深刻な切迫感を抱かせ、翻ってそのことが日米共同の体制固めをさらに強めていくというパラドックス⁽⁴⁾」という社会党史への洞察から、原氏は、安保改定をめぐる社会党の動向を、同党左派を中心に、国会論戦ないし「院外大衆運動」といった「安保闘争」に比重を置いて分析している。それらに比重が置かれたために、安保改定をめぐる社会党内の政策過程そのものは重視されていない⁽⁵⁾。

その一方、日本社会党研究⁽⁶⁾でも、安保改定をめぐる社会党の動向については、「院外大衆運動」「安保闘争」に重心を置いて叙述されがちである。そのなかで、ストックウイン氏は、社会党の外交政策に関する古典的研究において、安保改定交渉中の1959年1月に発表された「積極中立」論を取り上げている。左派優位論の観点から、同研究は、この「積極中立」論が、旧左派社会党の唱えていた外交・安全保障政策と同内容であり、左右統一以降の社会党の「左傾化」を象徴するものだと指摘する。ただ、同研究では、「積極中立」論の構築を含めた、左右統一後の社会党の外交・安全保障政策、とりわけ日米安保体制の確立に対抗する社会党の一連の政策過程そのものには紙幅が割かれていない⁽⁷⁾。また、中北浩爾氏は、主流派たる鈴木派と河上派による「均衡型中間派連合」による政治指導という枠組みで、左右統一後の社会党の党内政治過程を分析し、1950年代後半におけるこの中間派連合の、左右両派の均衡、党内の求心性の維持に成功していた党運営を詳述している。ただし、安保改定といっ

た、外交・安全保障問題に関する左右統一後の社会党の政策過程そのものは重視されていない⁽⁸⁾。

以上のように、安保改定研究では、安保改定をめぐる社会党内の政策過程そのものは重視されておらず、社会党研究においては、安保改定に対する同党の政策の具体的内容については重視されていないのである。しかもそこでは、社会党右派に関して党内最右派を率いる西尾末広が1959年7月、安保改定に対する社会党としての対案の作成を主張したこと、そして、党内対立のなかで、西尾派が脱党し、民主社会党を結党したことといった党内政治過程には言及されても、西尾派を含む社会党右派の、安保改定に際しての、外交・安全保障をめぐる議論それ自体は殆ど等閑視されたままである。そこで本研究では、新たに社会党右派の議論にも着目しながら、安保改定をめぐる社会党の政策過程を検討していきたい。すなわち、「独立の完成」を目指す保守政権の諸構想が「日本憲法と抵触しない相互援助型」の日米安保体制へと収斂されていくなかで、その有力な対抗構想としての、社会党の「安保解消」「日米中ソ集団安全保障体制」論の史的展開を検討していくことにする。本論で明らかにするようには、社会党右派は、同党の外交・安全保障政策の確立を主張し続けており、「安保解消」の具体化に向けた政策過程を主導していた。それゆえ、以下では「日米関係の再検討」から安保改定に至る1950年代後半の社会党の外交・安全保障をめぐる政策過程を、社会党右派にも着目しながら検討していくことにしたい。

本稿では、未刊行史料として国立国会図書館憲政資料室所蔵史料、大原社会問題研究所所蔵史料、米国国立公文書館史料、外務省外交史料館所蔵の外交文書等を用いる。刊行史料として米国国務省の文書史料を適宜使用する。その他、国会会議録、安保改定当時における政党機関紙、当事者の回想録及びオーラル・ヒストリー等の史資料を使用している。

こうした研究状況及び史資料をふまえ、本稿では安保改定をめぐる社会党の政策過程を、社会党右派の議論にも着目しながら検討していく。

「安解除消」「日米中ソ集団安全保障体制」論という有力な対抗構想の史的展開を明らかにすることによって、日米安保体制が確立する安保改定における、「独立の完成」を目指す保革の諸構想の一側面を浮き彫りにすることが本稿の目的である。

第1節 統一社会党の躍進

本節では、社会党の左右統一交渉にも触れながら、日米両政府による「日米関係の再検討」が本格化した1955年10月から1957年3月までの時期を中心に取り上げる。社会党が順調に勢力を伸張し、「社会党政権」獲得を視野に入れ始めるなか、「日米関係の再検討」への動きが日米両政府の事務当局において開始されていくこととなる。こうした動きを受けて、1957年6月の岸首相訪米により安保改定が俎上に乗る前までの社会党の動向を、現行安保条約をめぐる諸構想に着目しながら考察したい。

1 社会党の左右統一

1951年10月に講和・安保論争をめぐって左右両派に分裂した社会党が、再び統一を果たしたのは、1955年10月13日のことである。この日、東京神田の共立講堂において開催された統一大会は、新たな綱領、規約、政策大綱を決定し、旧左派社会党（以下、左社）委員長の鈴木茂三郎、旧右派社会党（以下、右社）書記長浅沼稻次郎を、それぞれ統一社会党の委員長、書記長に選出した。保守勢力の分裂により政局が混迷を極めるなか、両社会党はその衆院議席を、左右分裂時の左社16名、右社30名から、1955年2月の総選挙において、左社89議席、右社67議席にまで伸張させていた。こうしたなか、1953年7月に鈴木左社委員長が左右統一に言及して以来、鈴木派と、浅沼が属する河上丈太郎右社委員長の派閥の主導により、足掛け2年余に渡る交渉を経て、政権獲得を目指した社会党の統一

が実現した。「民族の完全独立」を掲げた統一社会党の船出である。⁽⁹⁾

この左右統一が、イデオロギー上、政策上の相違を糊塗したものであったことはすでに先行研究で指摘されている。なかでも、講和・安保論争をめぐる分裂した左右両派の統一に、外交・安全保障政策の調整が難問となったのは自明であった。⁽¹⁰⁾ 極東において、その第1条に「対日軍事条項」を持つ「中ソ友好同盟相互援助条約」（以下、「中ソ条約」。1950年2月14日締結）と日米安保条約が対峙するなか、社会党として「国際平和確立の方途」をどう規定するかが統一交渉の難問となったのである。左右分裂後、左社は、全面講和、中立堅持、軍事基地反対、再軍備反対から成る1951年1月以来の「平和四原則」を基調とした、安保条約「廃棄」及び非武装中立を掲げていた。他方、右社は河上派主導の下、「再軍備よりも国民生活の安定」との方針を掲げていた。すなわち、国際情勢の現状からみて、自衛権及び自衛力の容認、間接侵略に対応するための警察予備隊程度の治安力保持を掲げ、まずは安保条約及び行政協定の「改訂」を目指したのである。⁽¹¹⁾

こうした左右両派間の政策上の相違に加えて、統一交渉を取り巻く構造的要因が存在した。両社会党内部における派閥の存在及びその関係がそれである。ここで、日本社会党の派閥構成について、行論上、左社の鈴木派、和田派、平和同志会と、右社の河上派、西尾派といった5つの主要派閥に絞って概観しておきたい。

社会党は戦前の無産政党の系譜を引き継いでおり、鈴木派は労農派とも呼ばれる日本無産党系、西尾末広率いる西尾派は改良主義を志向する社会民衆党系、河上派はその両者の中間に位置する日本労農党系の流れを汲んでいる。これらの派閥は戦前以来の無産運動に加わってきた人々がその中心を占める。また、松本治一郎率いる平和同志会は日本共産党との共闘も視野に入れる最左派の人々から構成される。これに対し、和田派は、領袖の和田博雄をはじめ、勝間田清一、佐多忠隆など、戦時中の企画院に集い、戦後社会党に入党した政策通が中心をなす勢力であり、

左派としての政策の具体化を重視する⁽¹²⁾。この当時、和田派及び平和同志会と西尾派は、それぞれ左派路線、右派路線の純化によって左社、右社としての勢力拡大を図るべきであり、左右統一は時期尚早と考えていた。また、左社内部で、鈴木派と和田派がいわば社会党における「党人派」と「官僚派」という性格を持ちつつ対立する一方、右社内部でも、その主流派たる河上派と、最右派として議会主義、反共主義、国民党党論を標榜し、昭和電工事件での西尾逮捕以降雌伏の時期を過ごす西尾派の間で、対立を抱えていた⁽¹³⁾。政権担当に耐えうる政策の「現実路線」化を重視し、自衛隊創設といった再軍備を一概に憲法違反だと主張することに慎重な姿勢をとる西尾派は、「再軍備よりも国民生活の安定」という河上派主導の方針に反発していたためである⁽¹⁴⁾。

特に、西尾派の幹部たる曾禰益と西村栄一は、折に触れ、彼らの議論を右社の外交・安全保障政策に反映させようと試みていた。外交官出身であり、社会党の外交政策に関して国際政治の現実面に誤りなきを期すため入党したという曾禰は、1954年度右社運動方針の策定にあたり、同党国際局長として、「曾禰提案」を作成している。この「曾禰提案」は、非武装中立及び共産中国による日本の中立保障論を、「アジア赤化の直接間接の侵略の危険」があるとして峻拒する。その上で、日米安保条約の、国連憲章に基づく対等な二国間の地域的集団安全保障へと現行条約を改訂した上での暫定的容認、国際情勢及び日本の「自衛力培養」の進展に伴う米軍駐留の廃止、米国主体の「太平洋同盟」への不参加、国連加入後の集団安全保障機能の強化及び「常設的国連警察軍」への日本の参加を骨子として⁽¹⁵⁾いる。また、西村は、国連の集団安全保障機構の一環を担い、祖国防衛の使命を自覚する、進歩的な「自国防衛の自主的な自衛力」を持つべきだと強調していた。「自国の安全の保障を他国にのみ依存する国家は事実上他国の支配となり従属下に立たざるを得ない」と考える西村は、一方において保守政権による再軍備を「米国の傭兵化」につながるとして忌避し、他方、「容共左派」による非武装中立論に対しても、「共

産主義勢力の侵略性」に対する防衛が必要だとしてこれを断固排撃する。そのうえで、「いかなる努力を拂っても何とかして安保条約のきずなから脱しなければならぬ」[傍点は原文ママ]が、そのためには、現時点では同条約による安全保障上の利益を享受しつつも、具体的に社会主義国家としての自衛態勢の確立をはかりながら、一切の外国軍隊の撤退を要求すべきだと述べるのである⁽¹⁷⁾。

このように、曾禰も西村も、共産主義陣営への対処を優先し、暫定的に日米安保条約を、国連憲章に基づく地域的集団安全保障とするという条件付きで忍容しつつも、いずれはそこから離脱し、国連による集団安全保障に服すべきと考えていた。こうした西尾派の議論は、主に河上派の反対から、右社の方針として取り入れられることはなかった⁽¹⁸⁾。しかし、後述のように、左右統一後、曾禰と西村はその立場及び戦術を違えながらも、牢固として、その主張を社会党の外交・安全保障政策に反映させようと試みていくのである。

さて、左右統一交渉における外交・安全保障政策の調整に話を戻す。1955年2月の衆院総選挙後に本格化した統一交渉は、論点ごとに小委員会を設置して進められた。そのなかで最も重要な小委員会と目されたのが、左右両社の政審会長である伊藤好道、水谷長三郎を小委員長とする綱領・政策小委員会である。この小委員会では、左社から鈴木派の伊藤政審会長、和田派の勝間田総務局長及び佐多外交委員長、右社から河上派の河野密教育宣伝局長、西尾派の曾禰国際局長を中心に統一綱領及び外交・安全保障政策の調整が行われた。左右統一促進派の伊藤、河野を間に挟み、統一慎重派の勝間田及び佐多と曾禰の間で、この問題について激論が戦わされたという⁽¹⁹⁾。

この時点までに、先述したような左右両派の外交・安全保障政策をめぐる懸隔は、東西両陣営が加わる相互安全保障方式、すなわち「新口カルノ構想」⁽²⁰⁾に基づく「日米中ソ集団安全保障体制」論の案出によって大幅な歩み寄りが可能になっていた⁽²¹⁾。しかし、懸案となったのは、この「新

ロカルノ構想」をめぐる見解の相違である。左社は、先ず安保条約を「廃棄」した後、米中ソ等との個別の二国間相互不可侵協定を結び、そのうえで、日本の非武装中立の保障となる多国間条約の締結を検討していた。これに対し、右社は、安保条約及び中ソ条約の「傘」として、先ず日米中ソ間の相互不可侵及び相互安全保障を基礎にした集団安全保障体制を構築し、その後国際情勢の緊張緩和の際には安保条約及び中ソ条約の「同時解消」を図るという立場であった。この両主張の調整が難関となったのである。⁽²²⁾

この問題は、綱領・政策小委員会から、伊藤、佐多、河野、曾禰といった両社の政審会長及び国際局長、外交委員長による「綱領調整四人委員会」に場を移して検討された。その結果、統一大会に提出された政策大綱中の「国際平和確立の方途」として、以下のように明記された。すなわち、「(イ) 日本を中心とする関係諸国なかんずく中ソとの間に、個別的不可侵の取極めに努めつつ日米中ソを主要参加国とする集团的不可侵及び安全保障条約を結ぶ。(ロ) 日米安全保障条約及び行政協定は、右の両陣営の加わった集団安全保障条約との見合において解消する。その際、中ソ友好同盟条約も解消するものとする」[傍点は引用者による]。⁽²³⁾このように、「国際平和確立の方途」は、左右両派の折衷案として、現行安保条約に関し、日米両政府間の合意による「解消」を規定した。また、この「安保解消」への道筋に関しては、「日米中ソ集団安全保障体制」確立との「見合」、「その際」の中ソ条約「解消」と記して多様な解釈を可能とした。後述のように、この「安保解消」の道筋という問題は、安保改定をめぐる社会党の党内調整最大の争点となる。「綱領調整四人委員会」は「国際平和確立の方途」をはじめとして、統一綱領及び政策大綱を調整し、伊藤と曾禰が成文化するが、いずれも左右両派の妥協点としての曖昧な表現に終始したまま、10月13日の統一大会で原案通り承認されることとなる。⁽²⁴⁾

以上、外交・安全保障政策をめぐる調整を中心に、社会党の左右統一

への過程を概観したが、この左右統一を、左右両社会党はどのように受け止めたのだろうか。先行研究では、左派のイニシアティブに基づく、左派優位の統一だと論じられてきた。⁽²⁵⁾しかしながら、統一綱領及び政策大綱原案に対し、右社が比較的円滑に承認した一方、左社では山川均、向坂逸郎ら社会主義協会に依って立つ学者グループ、地方支部からの猛烈な反発が提起された。⁽²⁶⁾また、勝間田によれば、「これ〔統一綱領及び政策大綱〕はまあ右社のほうの考え方で、〔…〕あんまり綱領〔問題〕で統一を壊したくないという配慮もあってですね、綱領っていうのはかなり穏健な綱領になった」〔亀甲括弧内は引用者による〕という。⁽²⁷⁾

特に、左右統一に慎重な西尾派に属する曾禰が、統一綱領及び政策大綱の起草に中心的役割を果たし、「統一の殊勲者」の一人とまで評されたことは注目に値する。⁽²⁸⁾曾禰は、この左右統一が「右派としては非常な成功であった」と振り返りながら、以下のように回想する。すなわち、実現困難な「ロカルノ方式の両陣営を含む安全保障体制」の確立を「安保条約の解消」の条件とすることで、「左派の安保破棄・非武装中立論を押さえ、〔…安保条約が〕理想的なものに[△]変わ[△]るまでの間は、安保条約は有効だという」〔亀甲括弧内は引用者による〕理論構成にしたと回想するのである。⁽²⁹⁾後述するように、曾禰はこれ以降、「曾禰提案」のような持論を封印しながら、この理論構成に基づくものとしての「日米中ソ集団安全保障体制」論を盾に、社会党の外交方針の「左傾化」に対抗していく。そして、交渉当事者としての曾禰の自賛を割り引くとしても、少なくとも当時の社会党内には、左派優位である両社間の勢力に比して、相当程度右派の主張が取り入れられたとの認識があったことがうかがえよう。それゆえにこそ、後述するように、1957年1月に行われた左右統一後初の党大会では、統一綱領及び政策大綱に不満を持つ非主流左派からの猛烈な巻き返しが行われていくのである。

いずれにせよ、社会党の左右統一は実現した。約1ヶ月後の1955年11月15日、日本民主党と自由党による新党結成交渉がついに妥結し、自由

民主党が結党される。保守合同と社会党の左右統一による、五五年体制の成立である。⁽³⁰⁾以降、「民族の完全独立」を掲げ、政権獲得を目指した統一社会党の真価が問われることとなる。

2 社会党の躍進と「日米関係の再検討」の開始

1955年10月13日の統一大会では、紛糾の末、大会議案である党七役の人事案が承認され、鈴木委員長、浅沼書記長、伊藤政審会長らが選出された。この後、中央執行委員会（党の最高決議機関である党大会、及びこれに準ずる決議機関である中央委員会に責任を負う党の最高執行機関。以下、中執）で、同委員会に付随する七局長が選任された。この人事で、佐多は社会党の外交・安全保障政策の立案及び国際活動を所掌する国際局長に、曾禰は党の各種政策及び「日常闘争」の実施を所掌する調査企画局長に就任している。⁽³¹⁾統一社会党では、鈴木派及び河上派が主流派に、和田派、西尾派、平和同志会が非主流派となった。後述のように、1960年の「安保国会」に至るまで、社会党の政審会長には和田及び勝間田、鈴木派の成田知己が就き、国際局長のポストには佐多、鈴木派の岡田宗司が就くなど、外交・安全保障政策の立案を所掌する部局は常に左派が独占した。その一方、各種政策及び「日常闘争」の実施を所掌した調査企画局、企画局、国民運動委員会の局長ないし委員長には、民主社会党への分裂まで一貫して曾禰が就くこととなる。

この統一から約9ヶ月後、五五年体制成立後初めての国政選挙が行われた。1956年7月8日の参院選である。この選挙では追加公認も含めて、自民党は改選議席61議席を確保したが、社会党は改選前から12議席増やして49議席を獲得し、特に全国区では改選第一党を獲得する躍進を遂げた。日ソ国交回復問題等をめぐる自民党内の派閥抗争の激化により、鳩山一郎政権の求心力が低下していたなか、社会党は改憲再軍備の阻止を選挙戦の争点とすることに成功した。さらに米国占領下の沖縄におけるプライス勧告及び島ぐるみ闘争が、社会党への追い風となったのである。⁽³²⁾

この1956年の参院選後、社会党が真っ先に予測し、企図したことは鳩山首相の早期退陣及び新政権による衆院解散であった。左右統一、参院選勝利を経て党内に「社会党政権」志向が強まるなか、求心力を高めた執行部は、報道機関から「右傾化」とも称されるほどの、政策の「現実路線」化を構想し始めている⁽³³⁾。同年9月に駐日米国大使館員と会談した佐多国際局長と森島守人国際局事務局長は、社会党がいまや議会多数派獲得のため、より一層現実的かつ具体的な政策を立案、調整していること、政権獲得の際には、暫定協定として現行安保条約の一定の「改正 revision」を模索すると共に、将来の自衛隊廃止については、いかなる自衛隊減少の程度もその時々のアジア情勢次第で検討する旨を説明している⁽³⁴⁾。また、同年10月にアリソン駐日米国大使（John M. Allison）と直接会談した曾禰調査企画局長は、「社会党政権」樹立の暁には、将来的にソ連陣営を含む多国間協定、すなわち「日米中ソ集団安全保障体制」を目指す、まずは現行安保条約の「改正 revision」のための交渉を目指すことを説明している⁽³⁵⁾。

以上のように、左派の佐多や森島にせよ、右派の曾禰にせよ、社会党の政権獲得が現実味を帯びたとの認識を示しながら、政権獲得後における社会党としての安保条約「改正 revision」模索の可能性を米国大使館に周知している。これを受けて、米国大使館は1956年12月、左右統一以来の1年間における社会党に関する分析を国務省に報告している。すなわち米国大使館によれば、保守政権の敵失によるところが大きいとはいえ、社会党はこの1年間でその立場を強化しており、左右両派間の対立は緩和しつつあるという。その上で、より現実的な政策を推し進める試みとして、例えば、政権獲得後、即時の安保条約の「解消 dissolution」から、「改正 revision」への転換、自衛隊の廃止から、7万5千人程度という警察予備隊の規模への漸進的減少への転換などを模索しているというのである⁽³⁶⁾。こうした分析を裏書きするように、中執は同年12月26日、翌1957年度の運動方針原案を決定する。河野密、曾禰が起草作業の中心と

なった同原案は、国民政党史論、議会主義の観点から「砂川闘争」のような「院外大衆運動」への社会党議員の参加自粛、労組に対する党の自主性確立を打ち出している。「社会党政権」の樹立に向けて、社会党は明確に「現実路線」を打ち出し始めたのである⁽³⁷⁾。

かくして、「社会党政権」の樹立を目指す社会党が順調にその歩を進めるなか、日米両政府はいかなる対応を取ったのだろうか。以下では1956年7月の参院選直後に話を戻し、駐日米国大使館及び外務省による「日米関係の再検討」を論じていきたい。

1956年7月の参院選に強い衝撃を受けたのが、駐日米国大使館であった。米国大使館は参院選及び日本の国内政局の分析を繰り返し国務省に報告している。特に、選挙の大勢が判明した7月11日、早くもアリソン大使が、この選挙結果は米国の対日政策の再検討を促しており、「私〔アリソン大使〕は明確な行動のための提案をいずれ行うために、〔日米間の〕問題全体の包括的研究を行うよう大使館員に指示した」〔亀甲括弧内は引用者による〕と米国国務省に報告している事実は重要である。なぜなら、アリソン大使のイニシアチブの下で行われたこの「包括的研究」こそ、安保改定の淵源となる報告書、「日本の防衛」及び「日本との新たな出発」であり、これらの報告書を受けて、米国国務省内では「日米関係の再検討」が本格的に研究されはじめたからである⁽³⁹⁾。この時点では、日本政府との公式の交渉開始といった「日米関係の再検討」の実行こそ今後の研究課題として先送りされるものの、左右統一後の社会党の躍進こそが、米国政府に「日米関係の再検討」という争点を植え付けることになった主要因だったと言えよう。

他方、日本の外務省では、日本の防衛力増強及び「西太平洋地域」における日米間の相互防衛と在日米軍の全面撤退を骨子とした重光葵外相による新たな安保条約案が、1955年8月の重光・ダレス会談において米国側に拒絶された後、日ソ国交回復問題に道筋がつく1956年10月まで、安保条約に関する検討はほとんど進められてこなかった⁽⁴⁰⁾。ところが、在

日米軍立川飛行場の滑走路拡張のための土地測量をめぐる「砂川闘争」が流血の事態となり、1957年1月30日、在日米軍の相馬ヶ原訓練場で葉莢拾いをしていた農婦が米兵に射殺される、所謂ジラード事件が発生すると、にわかに「日米関係の再検討」が政治的争点として浮上してきた。こうしたおり、1957年2月25日に首相兼外相として政権を発足させた岸は、「安保改定」の具体的検討を外務省に指示する。同年6月の岸首相訪米を控え、外務省は再び「日米関係の再検討」に着手することとなったのである。⁽⁴¹⁾

この検討作業の中で、1957年3月11日付で条約局が起案した新たな安保条約案が「日米安全保障条約改訂案」である。この3月11日案では、その第4条で「日本国に対する外部からの武力攻撃」に対する「共同防衛」として、米国に日本防衛義務を明記した。また、現行安保条約第1条の、在日米軍が「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」する旨を規定した、いわゆる「極東条項」の部分削除している。加えて、3月11日案の第2条では、日本防衛以外の目的で在日米軍が基地を使用する場合には日本政府の「事前の同意」を必要とし、この「事前の同意」が与えられるのは「国連による軍事行動」に参加する場合に限定されていた。その上で、締約国間の相互援助関係を謳うヴァンデンバーグ条項は、相互防衛の色彩を弱めるために挿入しない一方、どちらか一方の締約国の予告後1年で条約は終了する旨を明記している。このように、3月11日案は、重光提案と異なり、日米間の相互援助義務が発動される地域（以下、条約地域）を「日本国」に限定した上で、常時駐留する在日米軍の基地使用目的を日本防衛及び国連決議の枠内に限定している。⁽⁴²⁾

しかも、同条約案の説明のなかで、保守政権のうちに、「将来社会党内閣が出現した場合においても、社会党が党を割ることなくして、改訂された安保条約〔3月11日案〕の廃棄を強行することは不可能」〔亀甲括弧内は引用者によるもの〕となるような日米安保条約にしておくべきだと記載されていることは注目に値する。条約局によれば、国民的要望であ

る現行安保条約の改訂を、日米安保条約に公然と反対する社会党の内閣が誕生したのちに行うことは時機を逸しており、3月11日案は、政権交代がありうる自社二大政党間の外交上の政策の隔たりを狭めることに資するといっているのである。こうした「社会党内閣」出現前の安保条約改訂という説明は、在日米軍の日本防衛義務に関する文言を修正した同年3月13日付「日米安全保障条約改訂案（第二案）」でも引き継がれており、このことが、当時外務省が「日米関係の再検討」を目指した一つの有力な動機だったことがうかがえよう。⁽⁴³⁾

結局、これらの新条約案は、岸首相訪米を前にした、東京におけるマッカーサー大使との予備会談ですら提案されず、この時点では外務省内の一構想に終わる⁽⁴⁴⁾。しかし、後述するように、社会党を割って出た民主社会党では、1960年の「安保国会」のさなか、政府提出の新安保条約に対し、この1957年3月時点における条約局案に非常に近い修正案が曾禰によって作成されることとなる。

以上、本節では、社会党の左右統一以降、「日米関係の再検討」への動きが本格化した1955年10月から1957年3月までの時期を、現行安保条約をめぐる諸構想に着目しながら考察した。左右両社会党は、その最大の難問であった外交・安全保障政策をめぐる懸隔を、「新ロカルノ構想」に基づく「日米中ソ集団安全保障体制」の確立、そしてその「見合」における安保条約及び中ソ条約の「解消」という曖昧な表現で糊塗しながら、比較的右社に有利な形で左右統一を実現させた。統一後、社会党は1956年7月の参院選で躍進するが、日米両政府は、これを主要な契機として「日米関係の再検討」を開始していく。次節以降で見ると、1957年6月の岸首相訪米に向けて「日米関係の再検討」の気運が高まるなか、政権獲得に向けての「現実路線」化を図りつつあったはずの社会党は、この曖昧な表現の下で、自らの対米方針の策定に難渋していくこととなる。

第2節 安保改定と社会党

以下、第2節及び第3節では、「日米関係の再検討」から安保改定交渉の時期における社会党の動向を検討していく。社会党自身の「安保解消」具体化をめぐる党内論議は第3節で検討するとして、本節では、1957年6月の岸訪米に向けて気運が高まった日米両政府による「日米関係の再検討」及び安保改定交渉に対する社会党の対応を、社会党右派の議論にも着目しながら考察したい。

1 「不平等条約の改廃」の検討

前節で述べたように、河野密、曾禰が起草作業の中心となった翌1957年度の社会党運動方針原案は、「社会党政権」の樹立に向けて、明確に「現実路線」を打ち出していた。ところが、こうした社会党執行部の姿勢に激しく反発したのが、同党最大の支持団体である日本労働組合総評議会（以下、総評）、そして和田派及び平和同志会を中心とする非主流左派であった。彼らは、階級政党としての社会党の性格の明確化、過渡的な「社会党政権」と闘いとるべき目標である「社会主義政権」の区別を主張し、中執の1957年度運動方針原案に対する左派修正案を作成する⁽⁴⁵⁾。こうした動きに直面し、左派内での孤立を恐れた鈴木派は、総評の仲介で左派修正案に同意する。結局、1957年1月17日から3日間の日程で開かれた社会党大会は、激論の末、一部表現を改めた上でこの左派修正案を可決したのである⁽⁴⁶⁾。

こうした非主流左派の動きの背景には、統一綱領及び政策大綱、そして中執原案に見られる、社会党の「右傾化」への鬱積した不満があった。彼らの巻き返しは人事面にも発揮され、和田が政審会長に就いたほか、中執の構成も、それまでの左右両派20人ずつから、左派22人、右派18人へと転じている⁽⁴⁷⁾。駐日米国大使館は、「日米関係の再検討」を今後の研究

課題とした国務省に対し、この党大会で社会党の議会多数派獲得の可能性は減少し、党の政策の左旋回と左派領袖の指導権が確立されたと報告している⁽⁴⁸⁾。

ここで注目すべきは、1957年1月党大会における左派の攻勢に接し、西尾派の西村が早くも新党結成を模索したことである。同年3月6日に米国大使館員に接触した西村は、現状の自社二大政党制を、自民党内に同じ資本主義者でも守旧派と新興の進歩派が並存し、社会党内にマルクス主義信奉者と民主社会主義者が並存するうわべだけのものだと切り捨てている。その上で、ソ連や共産中国からの援助が疑われる総評に支配された社会党から離れて、いまや政界再編による第三党を結成する時期に来たと述べている。しかも、西村がこの新党構想の概略を政権発足直後の岸首相に伝えた際、共産中国の脅威及び「祖国防衛」のための自衛隊強化の必要性で見解を共にしたという⁽⁴⁹⁾。この時点での新党構想は結実しないものの、後述するように、西村は一貫して中ソへの警戒、自衛隊強化を訴え、民主社会党結成の際もその最強硬派として西尾派の社会党脱党を強く主張している。

さて、この1957年度運動方針で登場したのが「不平等条約の改廃」論であった。既に1956年10月の「流血の砂川」以降、社会党は数度にわたる研究会を開き、「不平等条約の改廃」に向けた検討を開始している⁽⁵⁰⁾。これを受けて、1957年1月の党大会では同運動方針に、平和と独立のための「一切の運動を不平等条約改廃のための国民運動に集約」することで、「日米安保条約をはじめとした不平等条約の改廃、アジアの全般的な相互不可侵安全保障体制の確立」をはかる旨が盛り込まれた⁽⁵¹⁾。この「不平等条約改廃国民運動」を展開するうえで社会党が直面した課題こそ、「不平等条約の改廃」で表される外交・安全保障政策の具体化であった。

この「不平等条約の改廃」に関して、当初社会党幹部の念頭には、日米安保条約の期限の明記といった具体的な改正論が存在していた。現行安保条約は、その前文及び第4条の文言で以って、日本が「直接及び間

接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負う」に至ったと日米両国が認めれば、その効力を失い、新たな「個別的若しくは集団的の安全保障措置」に代わるとのみ規定していた。⁽⁵²⁾ 1957年1月30日のジラード事件によって国内の対米感情が著しく悪化するなか、浅沼書記長は同年2月2日の米国大使館員との会談で、安保条約「廃止 abolish」に向けては、段階的に安保条約の「改正 revision」から始めるのが良く、改憲を伴わないなら、日米関係の「調整 adjustment」について自民党と協力の余地があると発言している。⁽⁵³⁾ さらに、三木武夫自民党幹事長との対談でも、条約期限の明記を提案している。⁽⁵⁴⁾ また、和田政審会長も同年2月12日の駐日米国大使館員との会談で、安保条約及び行政協定の具体的な一つの「改正 revision」として、安保条約に2年乃至3年という条約期限が明記されるべきだと発言している。⁽⁵⁵⁾ 条約期限が明確にされていないことへの不満は、日本国内に広く共有されていたが、浅沼も和田も、この時点では、条約期限の明記を具体的な「改正」点として掲げていたのである。

こうした中、社会党は1957年3月以降、「不平等条約の改廃」に向けて正式に党内部局を中心に検討を進めていく。3月22日、曾禰率いる企画局は、「不平等条約の対象、範囲、内容を、それによって主権を制限され、不利益をうける日本国民の問題意識によって整理する」べきだという観点から、以下の提言をまとめている。すなわち、安保条約の「解消」は中ソ条約の「解消」と同時とし、日米中ソによる不可侵・相互安全保障の平和体制の確立と表裏一体とすること、沖縄及び小笠原返還のための対米交渉と全千島及び南樺太の返還のための対ソ交渉双方が必要であること、社会党はさらなる外交方針の確立及び強化が不可欠だという旨を提言したのである。⁽⁵⁶⁾ これに対し、佐多率いる国際局の主張は安保条約の「廃棄」であった。すなわち、極力回避すべき方法としながらも、現行安保条約の前文及び第4条を援用し、「無責任な軍国主義」の不存在とといった「国際情勢の変化」を根拠にした、安保条約「一方的廃棄」を打

ち出している。また、北方領土問題には沖縄米軍基地及び安保条約が関連しているのであって、ソ連自身に領土的野心はなく、「安保体制の改廃」後に検討すべき問題だとしている⁽⁵⁷⁾。

この、安保条約の読み替えによる「一方的廃棄」に対して河野密、曾禰が激しく反発するなか⁽⁵⁸⁾、4月3日、「不平等条約改廃国民運動」を統括する国民運動連絡会議は、浅沼議長の下、「不平等条約の改廃」は安保条約と中ソ条約の「同時解消」並びに日米中ソによる相互不可侵、相互安全保障の平和体制の確立を最終目標とすること、当面は安保条約の「根本的な再検討」を目指し、特にその第一段階では条約期限明記、日本の再軍備を伴わない米軍撤退を主張することを決定する。この時点では、曾禰の議論を基調とする、安保条約の「根本的な再検討」及び中ソ条約との「同時解消」が謳われた。また、浅沼が主張する条約期限の明記が、党機関の目標として初めて登場することとなった。

ところが、こうした社会党の「不平等条約の改廃」の具体化作業は、同年4月の社会党訪中使節団派遣（以下、第一次浅沼訪中）によって大きく見直されていく。浅沼を団長とし、勝間田、佐多、曾禰、成田らが加わった統一社会党初の訪中使節団は、毛沢東、周恩来ら共産中国の首脳と会談している。この第一次浅沼訪中は、4月22日発表の浅沼・張奚若中国人民外交学会会長共同声明において、日中国交回復、「アジアにおける対立的軍事ブロック」の解消、日米中ソを含む集团的平和保障体制の確立で一致する。特に、毛沢東が「日本が米国から独立し、日本の軍国主義復活の可能性がなくなり、また日本の軍国主義を利用するものもなくなれば、日中両国は不可侵条約を結ぶことができる。そのときは中ソ友好条約の軍事的なものは解消させる」と表明したことは、訪中使節団にとって重要な成果だと見なされた⁽⁶⁰⁾。中ソに警戒感をもつ曾禰ですら、当時の共産中国は「百花齊放百家争鳴」期であり「万事、好々で北京の会談を終わった」と回想する。この第一次浅沼訪中は、「不平等条約の改廃」の検討、そして安保改定をめぐる社会党内の論議の方向性を規定し

ていく重要な遠因となっていくのである。

1957年4月19日、早くも政策審議会、国民運動連絡会議、国際局の合同会議は、日中国交回復により国連の枠内でのアジア集団安全保障条約を締結し、日米安保条約と置き換えるとの見解をまとめ、この路線での「不平等条約の改廃」の具体化で一致する⁽⁶²⁾。これを受け、5月14日、共産中国から帰国した佐多局長の下で、国際局は日中国交回復とともに、再び安保条約の「廃棄」論を起案していく⁽⁶³⁾。このように、第一次浅沼訪中の「成功」を受けて、社会党内では日中国交回復と「安保廃棄」が検討され始めた。また、訪中後の浅沼は、現行安保条約の「根本的再検討」乃至「条約期限明記」論を封印し、共産中国寄りの姿勢を鮮明にしていることとなる⁽⁶⁴⁾。

こうして「不平等条約の改廃」の具体化方針が再検討されるに伴い、社会党では「不平等条約改廃国民運動」のあり方自体をめぐる対立も表面化してきた。例えば、この国民運動をめぐる座談会において、党内屈指の親中派であり、国民運動連絡会議副議長を務める平和同志会の田中稔男は、「不平等条約の改廃」とは「サンフランシスコ体制から脱却する、そして本当の平和と独立を獲得するという闘い」であり、「安保条約は〔…〕廃棄が問題」だと強調する。のちに党国際局長に就任する鈴木派の岡田宗司も、「この条項〔安保条約第4条〕があって、しかもアメリカが軍事基地が必要なんだと突っ張って行けば、結局われわれの方の合理的、論理的な要求を支持する力」〔亀甲括弧内は引用者による〕が不可欠であり、そのためには条理論ではなく、運動を盛り上げるための簡明直截さが重要だと主張する。これに対し、曾禰は、「不平等条約の改廃」の対象には安保条約のみならず、北方領土問題も論点に加えること、安保条約と同時に中ソ条約も「解消」すること、改廃の具体的プログラム、段階順序を研究し、地に足ついた国民運動が肝要だと反論している⁽⁶⁵⁾。「不平等条約改廃国民運動」を、「安保体制の打破」と捉え、「運動」の高揚を重視する左派の岡田や田中と、米ソいずれにも偏りなく、「不平等条約

の改廃」を精緻に進めていくべきとする右派の曾禰との懸隔は、後述する、安保改定への対応をめぐる勃発した中立論争にも引き継がれていく、根源的な問題であった。すなわち、日米安保条約が現存するなかで社会党が目指す「中立」とは、「安保体制からの離脱」を前提とするのか、米中ソとの等距離外交を重視して「同時解消」論をとるのかという争点である。

結局、社会党はこの問題に対し、「不平等条約改廃国民運動」では最後まで回答を出せなかった。岸首相の訪米出発直前の1957年6月15日に、社会党は同党主催で、約120団体、7000人の参加のもと、「対米要求国民大会」を開催し、大会スローガン及び5つの決議を採択している。この決議は大会準備委員長を務めた曾禰を中心とする代表団が駐日米国大使館へ手交している。このうち、「安保条約、行政協定廃止及び日本における軍事基地撤去に関する決議」において、社会党は、安保条約を「解消」し、あわせて相対立する軍事同盟に代わる日米中ソによる不可侵、集団安全保障の平和体制確立が必要とのみ言明した。⁽⁶⁶⁾ 結局、左右統一時の「国際平和確立の方途」の文言の繰り返しに終わり、この国民運動においては「不平等条約の改廃」の具体化に至らなかった。この6月15日の国民大会には世論の関心も集まらず、報道機関の注目も低調であったという⁽⁶⁷⁾。これに対し、「対米要求国民大会」から4日後、1957年6月19日から始まった日米首脳会談では、安保改定交渉の可否自体は先送りされたものの、安保条約の再検討で日米両政府は「基本的了解」に達した。岸首相が安保改定への足がかりを掴んだ瞬間である。⁽⁶⁸⁾ 社会党は、この岸訪米以降本格的に始動する安保改定に、自らの外交・安全保障政策を明確にできないまま臨むこととなるのである。⁽⁶⁹⁾

2 安保改定交渉と社会党の対応

1957年6月の岸首相訪米後、社会党は1958年2月の党大会で、引き続き「不平等条約改廃国民運動」の展開、「日米安保条約、中ソ友好同盟条

約の解消」による、「日米中ソ集団安全保障体制」の確立を掲げた1958年度運動方針を採択した⁽⁷⁰⁾。また、鈴木委員長、浅沼書記長を再任し、政審会長に勝間田、国際局長に岡田宗司、新設された国民運動委員会の委員長に曾禰を選出する党人事を決定している⁽⁷¹⁾。社会党はこの態勢で総選挙に臨んだほか、安保改定問題にも取り組むこととなる。同年5月、五五年体制成立後初の衆院総選挙が行われ、自民党は改選前勢力をほぼ維持した一方、社会党は微増にとどまり、支持拡大への頭打ちを迎えることとなった。これを受け、外務省及び米国國務省は安保改定への検討を本格化させる。

こうしたなか、1958年7月30日、マッカーサー大使は藤山愛一郎外相に対し、「条約地域を日本区域と限定した条約とし、日本の海外派兵の問題が生起しない様な相互援助条約〔…〕でも日本の憲法上の障⁽⁷²⁾碍があるであろうか」と述べ、新条約締結による安保改定を提起する。同年8月25日の岸首相、藤山外相、マッカーサー大使による会談で、岸首相がこの大使の提案に賛同し、9月11日、藤山・ダレス会談において、新条約の締結による安保改定交渉入りが決定される⁽⁷³⁾。重光構想、1957年3月11日案と呻吟を重ねた末、遂に安保改定の命題は、「日米安全保障関係を持続性あり且信頼性ある基礎に置く」ための、「日本憲法と抵触しない相互援助型の条約」の締結に決まったのである⁽⁷⁴⁾。

この安保改定交渉は、日本側代表を藤山外相、米国側代表をマッカーサー大使として、1958年10月4日から開始される。交渉の主要争点は、在日米軍の核持ち込みおよび戦闘作戦行動に関する事前協議制度の新設、米国の対日防衛義務の明確化等であった。米国側条約案では、条約地域を「太平洋地域」と規定しており、条約地域問題及びヴァンデンバーグ条項を中心に、日米間の相互援助の体裁と、海外派兵を禁ずる政府の憲法9条解釈との整合性確保が課題となった。条約地域問題において、「太平洋地域」案自体は早々に取り下げられたものの、「相互援助条約」の形式を充足するための、沖縄小笠原の条約地域化の是非が日米交渉及び国

内政治過程において焦点化することとなる。

安保改定交渉に対し、社会党が最初の統一見解を発表したのは同年10月11日のことである。この10月11日統一見解は、安保改定を阻止したのち、社会党は「安保解消」及び「日米中ソ集団安全保障体制」の確立を目指すとしている。その上で、安保改定の具体的論点には、事前協議制度は有名無実なものに過ぎない、沖縄小笠原の条約地域化は日本の海外派兵、乃至沖縄小笠原を結節点として「北東アジア軍事同盟」に道を開き、米国の戦争に巻き込まれるなどと批判している。この統一見解は、1958年2月党大会の運動方針に依拠したものであり、目新しい論点は見受けられない。

先行研究でも言及されるように、社会党が国会論戦等で沖縄小笠原の条約地域化問題を厳しく追及していた1958年秋、日本の国内政治過程は、所謂「警職法騒動」に彩られている。⁽⁷⁶⁾自民党内の派閥抗争とも連動して岸政権の政権基盤が弱体化するなか、11月26日、外務省は条約地域を「日本本土」とする新条約案を提示し、同月28日、マッカーサー大使は条約地域から沖縄小笠原を外すよう国務省に請訓する。⁽⁷⁷⁾結局、日米両政府は条約地域を「日本の施政の下にある領域」とすることで合意したのである。⁽⁷⁸⁾

このように条約地域問題が紛糾していたさなか、曾禰と西村は駐日米国大使館員に接触している。1958年11月4日及び同月15日の会談で安保改定に反対する理由を問われた曾禰は、現行安保条約の方が、在日米軍に種々の特権を認めているとはいえ、日本が日本国外で行動することを求められないだけ危険が少ないからだと説明する。その上で、たとえ日本の憲法上の制約にどう言及されようとも、新条約は日本を、米国が台湾、韓国と結ぶ安全保障体系に参加させ、台湾海峡での戦闘行為に巻き込むものであり、現行安保条約よりもはるかに悪いものだと論難するのである。⁽⁷⁹⁾11月25日に大使館員と会談した西村に至っては、同月19日の陳毅外相による安保改定批難、日本の中立化支持声明を念頭に、共産中国

の狙いは安保改定阻止による日米間の紐帯の弱体化であり、新安保条約の文言が「理にかなう reasonable」なら社会党右派は新安保条約の批准を支持するとまで表明している。曾禰も西村も、現状の安全保障として日米間の紐帯を忍容しながらも、米国への相互援助条約としての新安保条約には強く反発していた。マッカーサー大使がこうした西尾派の態度を、条約地域問題、ひいては日米間の相互援助問題への判断材料の一つとしたとも考えられよう。

いずれにせよ、こうして条約地域問題は一応の解決を見た。1958年11月から12月にかけて米国大使館員と会談した、左派系の党幹部である成田知巳総務局長、岡田国際局長、山口房雄国際局書記は一樣に、もはや安保改定問題は、院内外での効果的な反対運動を發展させる、有望な論点を提供しないとの見解を示している。条約地域の縮小は、「日本にとっては良い知らせだが、社会党には悪い知らせ」だという成田の発言は、安保改定追及への社会党の手詰まり感を充分すぎるほど表している。⁽⁸¹⁾

この状況を打開したのが、在日米軍駐留を憲法9条違反とした1959年3月30日の砂川事件伊達判決であった。国内政治過程において憲法問題が一気に焦点化し、社会党は、安保改定への追及の焦点を、条約地域問題から、ヴァンデンバーグ条項に見られる日米両国の相互性確保と憲法9条との整合性に移す。この社会党の追及への対処として、安保改定交渉では、新安保条約のいかなる規定も、日米両国に対し、自国の憲法上の規定に反する義務を課すことはないと明記する「憲法留保条項」の挿入問題が急浮上した。米国側は国務省と国防省及び軍部との協議の上、駐日米国大使館への同年5月9日付回訓で新安保条約へのこの条項の挿入を断固拒否した。こうして「憲法留保条項」問題は、6月にかけての新条約をめぐる日米交渉の最大の難関となるのである。⁽⁸²⁾

日米交渉が暗礁に乗り上げていた1959年6月8日、西尾は自らマッカーサー大使との会談に臨んでいる。西尾は、マッカーサー大使に対し、日米間の紐帯、米国による安全保障と抑止力の重要性について見解が一致

すると述べる。その上で、社会党右派には、条約の文言が公正公平で、日本国憲法、そして日本国民の正当な懸念と合致していれば、安保改定に反対するとは限らない人々が存在しており、西尾派は、新安保条約に関してはその内容次第で賛否を決めると発言する。この会談を受けて、大使は国務省に対し、この西尾の立場は極めて重要であり、社会党内の状況を含めた包括的な日本国内の政治状況を心に留めておくことは米国の利益に大いに資するもの⁽⁸³⁾として、日本の世論に支持される案文化が不可欠であると強調する。

この「憲法留保条項」問題は結局、1959年6月17日、新条約のヴァンデンバーグ条項に「憲法上の規定に従うことを条件として」を挿入することで日米間の合意に至る。しかし、これに先立つ同年5月26日、藤山外相が初めて、米国の日本防衛義務にかわる日本の相互援助は「在日米軍基地防衛」だと公言したのち、社会党はこの「基地防衛」の合憲性に攻撃の矛先を転換しつつあった。この問題に関し、真っ先に集団的自衛権の法理を用いて追及したのが、早くから新条約における対米相互性と憲法9条との整合性を質していた曾禰である。こうした追及が契機となって、集団的自衛権と憲法9条との関係が争点化すると、1959年秋、岸首相の裁断により、政府は「在日米軍基地防衛」を個別的自衛権の発動として説明する旨を決定する。こうした日米両政府の対処により、「日本憲法と抵触しない相互援助型の条約」に基づく日米安保体制の確立に道筋がつくこととなる⁽⁸⁴⁾。

以上、本節では、1957年6月の岸訪米に向けて気運が高まった日米両政府による「日米関係の再検討」及び安保改定交渉に対する社会党の対応を、同党右派の議論にも着目しながら考察した。「日米関係の再検討」の気運が高まるなか、当初、「不平等条約の改廃」を目指す社会党の方針は、現行条約への条約期限明記といった「改正」点も有する、安保条約と中ソ条約の「同時解消」論であった。しかし、第一次浅沼訪中後、「安保破棄」及び日中国交回復といった構想が浮上し、「不平等条約の改廃」

の具体化方針が再検討されると、「不平等条約改廃国民運動」のあり方自体をめぐる対立も表面化していく。党内論議に收拾がつかなくなるなか、社会党はこの国民運動において、「不平等条約の改廃」の具体化に至らなかった。こうして社会党は、岸訪米以降本格的に始動する安保改定に、自らの外交・安全保障政策を明確にできないまま臨むこととなった。

1957年6月の岸訪米を経て、1958年10月から「日本憲法と抵触しない相互援助型」の新安保条約締結を命題とする安保改定交渉が開始されると、社会党は、条約地域問題、憲法問題といった、この安保改定の命題の根幹に関わる論点を厳しく追及していった。特に社会党右派は、現状における共産中国への警戒のために日米間の紐帯を忍容しながらも、米国に対する「相互援助」には、同国の戦争に巻き込まれかねないこと、そして後述のように、「安保解消」が困難になる危険があるとして強く反発していた。この観点から、彼らは、憲法9条との整合性を拠りどころに日米安保条約の相互援助条約化回避を模索していた。結果として、こうした論議への日米両政府の対処により、「日本憲法と抵触しない相互援助型の条約」に基づく日米安保体制の確立に道筋がつくこととなる。以上のような日米両政府による安保改定に対する社会党の対応を踏まえた上で、次節では、社会党自身の「安保解消」具体化をめぐる党内論議を考察していきたい。

第3節 社会党の「安保解消」具体化と性格論争

本節では、安保改定交渉が始まった1958年10月に時期を戻し、「安保解消」の具体化をめぐる社会党の党内調整を検討する。「不平等条約の改廃」の具体化に失敗した社会党には、仮に「安保改定阻止」が成功したとしても、存置される現行安保条約の「解消」の具体化が難問であった。日米両政府の正式な安保改定交渉が進むなか、社会党からすれば「不平

等条約の改廃」の時と同じ轍を踏むわけにはいかなかった。しかし、以下に見るように、「安保解消」の具体化は、党内の性格論争によって難航を極めるのである。

1 性格論争の展開

安保改定交渉が開始された1958年10月4日、岸政権は警察官職務執行法の改正案を国会に提出した。これに対し、同改正案を、戦前の警察国家復活につながる反動立法とする社会党が総評などの支持団体を糾合して展開した「警職法闘争」は、史上空前の規模に発展する。社会党は同年11月12日に臨時党大会を開き、今後の対応について執行部に一任を取り付けると、11月22日の岸・鈴木党首会談により同改正案を審議未了、廃案にすることに成功した⁽⁸⁵⁾。先行研究でも言及されるように、この「警職法闘争」の成功は、後述する1959年3月の訪中使節団派遣（以下、第二次浅沼訪中）とともに、社会党の「安保闘争」を「離陸」させる強力なエネルギーとなったと評される⁽⁸⁶⁾。実際、社会党の「警職法闘争」は同党右派も率先して運動の先頭に立ったこともあり、党内の結束は著しく強まったという⁽⁸⁷⁾。ただ、「警職法騒動」によって国内政治過程が抜き差しならない事態となるなか、11月12日の臨時党大会の主導権を握り、「執行部一任」による岸・鈴木会談での収拾に道筋をつけたのは西尾派であった。この11月末には昭和電工事件に関する西尾の無罪判決も確定し、西尾派の存在感が急速に増していくのである⁽⁸⁸⁾。

その一方、1958年10月18日、総評の太田薫議長や岩井章事務局長、九州大学教授の向坂逸郎らが属する社会主義協会は「社会党を強化する会」（以下、強化する会）を結成した。この背景には、一方で西尾派の台頭、他方において労組職場組織における日本共産党の浸透が見られるなか、社会党の「階級政党」性の明確化が必要だという彼らの切迫した事情があった。「強化する会」は、当初、旧右社系に妥協的な鈴木執行部に批判の矛先を向けていた。特に、左右統一後に党から「社会主義のたましい」が

失われたと訴える向坂の論文「正しい綱領、正しい機構」は大きな波紋を呼んだ⁽⁸⁹⁾。この「向坂論文」に対し、12月17日に鈴木委員長は、議会主義を通じた平和革命を進めるとの談話を発表した⁽⁹⁰⁾。これを受けて中執がこの鈴木談話を追認し、西尾派が左派の分断を狙いながら、同談話を、「議会主義堅持」を掲げるものだと強く支持するに及んで、社会党の性格論争は一気に焦点化することとなった。この性格論争は、1959年春の統一地方選への対応から一旦は沈静化する。しかし、後述するように、この「強化する会」は、次第に西尾派への対抗を強めていき、1959年9月の西尾処分問題を主導していくのである⁽⁹¹⁾。

こうした性格論争と同時に、社会党内ではその外交・安全保障政策においても対立が顕在化しつつあった。1958年10月の安保改定交渉開始後、前節でも触れた11月19日の陳毅声明、そして12月2日のソ連外相グロムイコの声明により、中ソ両国は相次いで安保改定反対、「日本中立化」支持を打ち出していた⁽⁹²⁾。平和勢力論の立場から社会党の「第三勢力論的中立政策」を批判してきた日本共産党も、翌1959年1月10日から3日間にわたって開催された党中央委員会総会で「日本の中立化についての党の態度」を決定し、日本の中立化支持へと方針を転換する⁽⁹³⁾。こうした状況を受けて、社会党が掲げる「中立」の具体的内容が争点となったのである。

この社会党内の中立論争は、例えば、曾禰国民運動委員長と、平和同志会に属する岡田春夫との対談において鮮明に表される。この対談で、曾禰は従来通り、「対日軍事条項」を持つ中ソ条約の「解消」が「安保解消」後になされるのは問題外であること、「日米中ソ集団安全保障体制」は中立が侵された場合の安全保障を不可欠とし、この体制確立の後に「安保解消」は完成するという持論を述べている。外交・安全保障政策を観念的に論じることはできず、東西いずれの陣営の戦争勢力、帝国主義にも自主的な立場から批判すべきという曾禰の議論に、岡田は真っ向から反駁している。つまり、「[社会主義国は戦争の原因になる資本家階級が

存在しない平和勢力なので]中ソ両国は日本を侵略する国ではない」[亀甲括弧内は引用者による]とする岡田は、対米従属からの解放が中立、自主独立外交の前提であり、「まず日米安保条約を破棄して、そのあとで中ソ友好同盟条約の問題を解決すべき」と主張する⁽⁹⁴⁾。社会党が目指す「中立」とは、「安保体制からの離脱」を前提とするのか、安保条約が存在する現状を所与のものとして、東西両陣営いずれにも偏らないことを指すのかという「不平等条約の改廃」以来の争点は、いまだに解決を見ていなかった。

こうした中立論争に直面して、1959年1月10日、鈴木委員長は、党の中立政策に関する正式見解を明らかにすると⁽⁹⁵⁾の声明を発表した。同月19日から開催された拡大中央委員会では、外交・安全保障政策の表看板に、「自主独立」に加えて「積極中立」を追加し、社会党は今後「とくに日米安保体制の打破、日中国交回復の目標に重点〔を〕おく」[亀甲括弧内は引用者による]ことを掲げた1959年度上半期活動方針を採択する⁽⁹⁶⁾。1958年5月の長崎国旗事件以来悪化する日中関係の打開のため、1958年7月から8月にかけての「佐多訪中」に続き、今度は公式の訪中使節団派遣（以下、第二次浅沼訪中）が取り沙汰されるなか、社会党はこの活動方針をもとに、「積極中立」及び日中国交回復に関する具体的方針の策定に着手するのである。

国際局、国民運動委員会、日中国交回復特別委員会は複数回に及ぶ合同会議の末、1959年2月10日、訪中使節団派遣に向けた党の方針をまとめ上げ⁽⁹⁷⁾、2月16日の中執で承認された。このうち、社会党の外交・安全保障政策は「日本の独立・平和・安全保障について」として成文化されている。このなかで社会党は、自らの外交・安全保障政策の眼目を、非同盟、冷戦不介入、異なる体制の平和共存を推進する「自主独立、積極中立の外交路線」と定式化する。その上で、「日米中ソ集団安全保障体制」は、「不可侵の約束に止まらず、侵略の場合の対抗措置を含む（日本の場合憲法の範囲内においての措置である）。[…]日米安保条約の解消

及び中ソ友好同盟条約の軍事条項の解消とは右の安全保障の確立への努力と平行して進められる」〔傍点及び亀甲括弧内は引用者による〕と規定した。⁽⁹⁸⁾すなわちこの時点では、先ず関係諸国との個別的不可侵の取極めに努力した上で、安保条約及び中ソ条約は「日米中ソ集団安全保障体制」の確立と並行して「解消」されると規定し、「同時解消」論を採用した。また、党の方針として初めて「侵略の場合の対抗措置を含む」と明記するなど、曾禰国民運動委員長の議論が多く取り入れられていた。

この「日本の独立・平和・安全保障について」に特に反発したのが、平和同志会の田中稔男であった。1959年2月25日、田中、岡田春夫らを中心に、西尾派を除く各派閥の有志議員ら66人が、党執行部に対し、「日米中ソ集団安全保障条約」の締結を待たず、安保条約の「即時破棄」を主張すべしとの要望書を提出している。⁽⁹⁹⁾田中は、「日米軍事同盟の強化」を目指す安保改定により、中ソ条約の「対日軍事条項」が拡大され、「中ソ朝越の間にワルシャワ条約に類する新防衛機構の結成を来たす恐れがある」と考えていた。故に、日本の中立を保障するためにも、第二次浅沼訪中では「日米中ソ集団安全保障体制」構想を具体的にすべきであり、社会党は「安保廃棄」を期して安保改定阻止のためにたたかうべきだと主張するのである。⁽¹⁰⁰⁾そこには、平和同志会に属し、党内屈指の親中派として鳴らす田中なりの、日本の外交・安全保障に対する危機感があった。

しかし、この田中らの要望を岡田宗司国際局長は拒絶している。前節でも述べたように、岡田は、1957年岸訪米に際しての「不平等条約改廃国民運動」当時、田中と共に、「国民運動としては、〔安保〕廃棄の方針は、徹底的に進んで行く以外にない」〔亀甲括弧内は引用者による〕のであり、条理論ではなく、運動を盛り上げるための簡明直截さが重要だと主張していた。⁽¹⁰¹⁾しかし、国際局長に就任後、1958年11月28日に駐日米国外交官と会談した岡田は、元ビルマ社会党員の Bo SETKYA という人物が社会党幹部との会談の際に論じた、東南アジアの小国に対する共産中国の脅威という問題を痛感したこと、共産中国は今日、みずから他国の

征服に精を出している唯一の国家のように見えるとの見解を示すに至る⁽¹⁰²⁾。こうした立場に立つ岡田国際局長は、1959年2月27日、田中ら有志議員に対し、「日米中ソ集団安全保障体制」が確立されれば、「日米安保条約と中ソ同盟条約の対日軍事条項は同時に解消できる」と述べ、「日本の独立・平和・安全保障について」の修正を拒絶している⁽¹⁰³⁾。このように、1959年に入ると、共産中国に対する警戒が必要だと考え始めていた岡田国際局長と曾禰の見解はかなり接近し、曾禰の議論が党内事務当局のレベルであれば反映されやすい状況となっていた。こうして、ともかくも、社会党の中立論争は一応の決着を見たかに思われた。

しかし、浅沼書記長を派遣団団長、勝間田政審会長、岡田国際局長、佐多忠隆、田中、曾禰を主な団員として行われた1959年3月の第二次浅沼訪中は、「不平等条約の改廃」の際と同様、社会党の外交・安全保障方針を再び揺るがすこととなった。日中関係打開のため浅沼が行なった3月12日の「アメリカ帝国主義は日中人民共同の敵」発言、そして「日本が日米安保体制を打破し、完全に独立し、また、日中、日ソの不可侵協定を締結したあかつきにおいては、〔…〕中ソ友好同盟相互援助条約中の対日軍事条項はおのずから効力を失うことが期待され、〔…〕日中米ソの集団安全保障条約を締結することに〔…〕意見の一致を見た」〔亀甲括弧内は引用者による〕という3月17日付発表の浅沼・張奚若共同声明と、これまで述べてきた「自主独立、積極中立の外交路線」との整合性が問題となったのである。

この共同声明の起草は勝間田、岡田、曾禰が担当した⁽¹⁰⁵⁾。まず彼らは、3月11日、周恩来の片腕として対日政策立案の中心的役割を担っていた廖承志との実務者協議に臨んでいる。この中で、日本の中立保障への道筋に関しては、何よりも先ず「安保体制の打破」が前提条件だとする廖承志に対し、岡田は「日本国民のなかに、日米安保条約がなくなれば安全を保障する具体的なものがあるかと疑念をもつものがある。中ソ条約が脅威を与えるものかどうかについても〔疑念をもつものがある〕」〔亀

甲括弧内は引用者による]と反論し、曾禰も、「日米中ソ集団安全保障体制」が確立する時に中ソ条約の「対日軍事条項」が存在しないことを期待すると主張している。このように、協議が平行線をたどっていたなか、第一次浅沼訪中の際とは異なり、周恩来との会談がなかなか開かれなかつたといった共産中国側の強硬な姿勢に直面して、浅沼は3月12日の「アメリカ帝国主義は日中人民共同の敵」発言を行う。「浅沼発言」を受け、3月15日には周恩来との会談が行われたが、この後の浅沼・張奚若共同声明の起草作業は、「アメリカ帝国主義は中日両国人民の共同の敵」を挿入したい廖承志と、この挿入の回避及び共同声明の表現の穏当化を図る勝間田、曾禰との折衝に彩られたのである。⁽¹⁰⁷⁾

結局、浅沼・張奚若共同声明に「共同の敵」は含まれなかったものの、その他の点では共産中国側に押し切られ、勝間田が説明するように、同共同声明では「日本が〔安保体制の打破によって〕完全に独立し、中立の日本国家をつくった上で、日ソ、日中の個別的な不可侵条約を締結できるということが明白になりました。のみならず、そういう状態が生れるならば、中ソ友好同盟条約の〔…〕対日軍事条項は、おのずからその効力を失うことを期待しようということを、中国側から明白に示されました。なおその上に、ソ連および中国等を含む四カ国の集団安全保障体制を確立する〔…〕という結論に達した」⁽¹⁰⁸⁾〔亀甲括弧内は引用者による〕。曾禰の不满とは対照的に、田中が、「〔日米反共軍事同盟と中ソ平和勢力の友好条約という〕両条約の同時廃棄は、なんらの理論的根拠がない」〔亀甲括弧内は引用者による〕のであり、この第二次浅沼訪中に基いて「安保廃棄は、無条件に」行うべきだとして、日中両国人民の友好親善と共同斗争の展開を訴えるその高揚感⁽¹⁰⁹⁾は容易に想像できよう。しかも、1959年4月4日の中執において訪中使節団の報告の任を委ねられ、西尾派を中心とする右派の批判の矢面に立たされたのは曾禰であった。この日の中執で曾禰による訪中使節団の報告が承認されると、浅沼は「やっぱり社会党はまとまるときにはまとまるよ」と気をよくしたという。⁽¹¹⁰⁾

かくして、社会党の「積極中立」は2月16日時点から一転し、曾禰が問題外だと論じていた、「安保解消」後の中ソ条約「解消」となり、しかも、「おのずからその効力を失うことを期待しうる」と述べるのみで、中ソ条約「解消」の確約もない代物となった。こうした性格論争、第二次浅沼訪中をめぐる角逐の延長線上にあって、社会党内の対立を極点に至らしめたのが、1959年6月の参院選「敗北」であった。

2 「安保解消」の具体化

1959年6月2日に投票が行われた参議院選挙は、追加公認も含めて自民党が71議席、社会党が38議席獲得という結果に終わる。深刻な敗北感に覆われるなか、社会党ではその敗因をめぐって、これまでその激突を先延ばしにしてきた性格論争が再燃することとなった。各派閥は6月下旬までには社会党再建案を発表し、来たる1959年度党大会に向けた運動方針小委員会が党内論争の場となった。特に、西尾派が党再建案として、「安保解消」及び「日米中ソ集団安全保障体制」に向けての具体案作成を主張したことで、機構改革問題、階級政党性ととも、社共共闘及び政府への対案作成の是非といった安保改定阻止のあり方自体も争点となったのである⁽¹¹¹⁾。

こうしたなか、非主流派である西尾派及び和田派内には安保改定の対案作成を目指す動きが見られた。和田派においては、当時当選2回の若手代議士であった石橋政嗣が、私案として、参院選直後の6月15日付で安保改定への対案を作成している。石橋は、参院選の結果を受けて、安保改定阻止が広範な国民の支持を得るには、現行安保条約の「解消」ないし「破棄」への抵抗感、非現実性への世論の懸念に対応する必要があると考えていた。それゆえ、実現可能性は度外視した上で、「安保闘争」の戦術として、在日米軍平時駐留の廃止、日本が現実外国からの侵略を受けた際、日本の明示の要請による米国の援助を受け得ること、安保条約に一方的廃棄条項を挿入することを骨子とする対案を作成したので

ある。石橋によれば、特にこの在日米軍平時駐留の廃止は、日本の自主性確保と極東の緊張緩和に不可欠であるとともに、極東条項に伴う米軍の域外出動、核持ち込み、行政協定の不平等な規定といった現行安保条約の諸問題を解決するとい⁽¹¹²⁾う。なお、この対案構想は和田派の見解にも採用されず、石橋個人の私案にとどまることとなった。

一方、西尾は1959年7月19日の会見で、社会党の「安保闘争」を世論の支持の下に強力に行うためには、「安保解消」への道筋を具体的に示す必要があること、現状では米国による安全保障が必要ではあるが、新安保条約案の批准による日米安保体制の固定化を防ぐため、1年の予告期間でいつでも一方的に安保条約を廃棄できるとする「廃棄条項」を挿入するといった対案を作成すべきという見解を明らかにしている⁽¹¹³⁾。先述した「石橋私案」では在日米軍平時駐留廃止後の、有事駐留の有無は明記されていないものの、後述する西尾派の「駐留なき安保」論と、後の非武装中立論の旗手である石橋の対案構想が酷似していた点は興味深い。

こうした非主流派の動きに対し、社会党執行部は1959年7月20日、「安保闘争」では改定阻止一本に集中する旨を決定し、浅沼書記長も党として対案は作らないと明言した。しかし、運動方針小委員会は7月23日、西尾派及び和田派の要求を受け入れ、「安保解消」の具体的方策については、1959年度運動方針に盛り込むことで一致した⁽¹¹⁴⁾。「安保解消」具体化の主導権を握りたい執行部は、8月2日、鈴木派に属する成田知巳運動方針委員会事務局長が、同委員会に付属する運動方針小委員会に提出する予定の「私案」を発表している。この「成田私案」はまず、条約に終止期限を設けられない場合、一方的廃棄の権利が認められるという「国際法の一般原則」なるものに照らし、現行安保条約においても一方的な失効通告が可能だという「法理論」を提示する。その上で、「安保解消」の道筋として、日本政府は国際法上の権利として一定の予告期間を設けた安保条約終止の通告を行い、在日米軍を撤退させる。これと前後し、日中国交回復を先行させながら、米中ソそれぞれと不可侵協定の締結をは

かる。1959年3月の浅沼・張奚若共同声明に基づき、安保条約失効と同時に中ソ条約の「対日軍事条項」は「解消」される。その後「日米中ソ集団安全保障体制」⁽¹¹⁵⁾を作るというものであった。

しかし、運動方針小委員会に提出された「成田私案」には反対意見が多く、結局参考案にとどまる⁽¹¹⁶⁾。特に和田派は、1959年8月11日の世話人会で「成田私案」に批判的な姿勢を鮮明にし、むしろ外交論の見地から日米安保条約の無力化を図るべきとの方針を決定した。これを受けて、和田派は勝間田政審会長の私案として、以下の「安保解消」の具体案を提示する。すなわち「勝間田私案」は、安保条約が現存したとしても、日中国交回復及び日中不可侵条約、日ソ平和条約及び日ソ不可侵条約、非同盟アジア諸国との個別的不可侵条約を締結することで、安保条約が無力化され、この段階で「安保解消」を無理なく実現でき、この後に「日米中ソ集団安全保障体制」⁽¹¹⁷⁾を確立するというものであった。この「勝間田私案」は、彼自身も中心となって起草し、その内容を説明した、1959年3月の浅沼・張奚若共同声明と比較すると、「安保解消」と中ソ条約「解消」との関係が明確にされていないほか、日中、日ソとの不可侵条約締結後に「安保解消」を行い、「日米中ソ集団安全保障体制」が確立するという道筋へと転じている。

これに対し、西尾派は、むしろ新安保条約への対案構想を練り上げつつあった。例えば西村は、政府の新条約案に対し、海外派兵に結びつく米国との相互援助義務の削除、条約期限を1年とすること、在日米軍基地を軍事基地から単なる補給基地の性格にするというような対案を作成すべきと主張している⁽¹¹⁸⁾。8月26日には、西尾も会見において、政府案への対案を考えており、社会党は安保改定の対案をもって自民党と対決すべきだという声明を出している⁽¹¹⁹⁾。こうしたなか、あくまでも統一以来の社会党の外交・安全保障方針である「安保解消」「日米中ソ集団安全保障体制」論を固守することで、社会党右派としての見解をより多く党の方針に反映させようとする曾禰は、西尾派の対案志向との懸隔を深めるこ

ととなった。⁽¹²⁰⁾

党内各派から「安保解消」をめぐる諸構想が提示されるなか、1959年8月26日より、社会党は勝間田政審会長、岡田国際局長、曾禰国民運動委員長らを中心に、党としての検討作業に着手した。⁽¹²¹⁾ 国際局・政審は9月2日、この「安保解消」の具体案を含む、「当面の外交方針」原案を決定する。この原案では、日中国交回復及び日ソ平和条約締結を実現し、その際の宣言ないし条約に相互不可侵の主旨をおりこむこと、この日中国交回復及び日ソ平和条約締結のための日中、日ソ間の交渉において、安保条約を「消滅」させる場合には中ソ条約の「対日軍事条項」を「消滅」させるとの確約をとりつけること、相互不可侵の約束にとどまらず、「侵略の場合の対抗措置」を含み、その中での日本の地位は日本国憲法の規定に従う旨を明記する事で、他国と軍事同盟関係に立たないことを確約した「日米中ソ集団安全保障体制」を作ること、以上のような国内体制の確立及び国際情勢の展開と「相まって安保条約を解消」することが規定された。⁽¹²²⁾

しかし、9月3日の中執では、国際局・政審によるこの「当面の外交方針」原案に対し、左右両派から反対意見が相次ぐこととなった。まず左派からは、憲法の範囲内で侵略に対抗するというのは自民党の自衛権の言い分と変わらない、緊張緩和を前提としながら侵略を予想するのは矛盾などと批判された。これに対し、岡田国際局長は、「日米中ソ集団安全保障体制」の確立の過程における侵略行為の予想及び処置には、憲法の範囲内という制限がかかる旨の確認に過ぎないと抗弁している。しかし、前節で述べたように、安保改定をめぐる国会論戦で憲法問題を追及しているなか、政府与党の主張と差別化しにくいことは確かに難点であった。また西尾派からも、主に西村によって、侵略に対する自衛についての社会党の考えを明記すべきであること、第二次浅沼訪中における共同声明との矛盾をどう説明するのかなどと論難された。結局、中執は「当面の外交方針」原案を承認せず、修正案の提出を指示した。⁽¹²³⁾

政審・国民運動委員会による再検討の後、9月8日中執において、「当面の外交方針」は、「侵略の場合の対抗措置を含む」を「安全保障の措置を含む」に、「〔国内体制の確立及び国際情勢の展開と〕相まって安保条約を解消」〔亀甲括弧内は引用者による〕を「平行して米国政府との間に安保条約解消の外交交渉を行う」へと修正したうえで承認された。⁽¹²⁴⁾1959年9月党大会を目前に控え、社会党は遂に「安保解消」の具体案を策定したのである。

この「当面の外交方針」は、原案の段階から、従来同様にスローガンと並べたものだと批判的に報道されている。しかし、曖昧な表現も多いとはいえ、左右統一時の「国際平和確立の方途」と比べれば、この「当面の外交方針」原案は、「安保解消」の道筋がはるかに具体化された苦心の作であった。曾禰は、9月4日の会談において、駐日米国大使館員から左派への寝返りを指摘された際、以下のように述べる。すなわち曾禰は、「当面の外交方針」をめぐる党内論議を岡田国際局長とともに主導したが、左派に寝返ったといわれようが気にしない。いかなる場合でも、社会党は政権を獲得するという観点で外交・安全保障政策を考えるべきであり、現行安保条約の一方的廃棄には全面的に反対するとともに、右派の現実的な目標が長期的には党全体の指導権を奪取するに違いないと強調するのである。⁽¹²⁵⁾「安全保障の措置を含む」集団安全保障体制への道筋、国際情勢の緊張緩和の際における安保条約及び中ソ条約の「同時解消」など、左右統一交渉時の旧右社による議論に限りなく近づいた「当面の外交方針」は、第1節で述べた、「日米中ソ集団安全保障体制」論を盾にしながらか「左派の安保破棄・非武装中立論を押さえ」という曾禰の戦略からすれば、「右派としては非常な成功」のはずであった。

しかし、この「当面の外交方針」もまた、社会党の性格論争のあおりを受けることとなった。1959年9月の社会党大会が迫るなか、総評、社会党青年部、社会党を強化する会、和田派を除く非主流左派は、西尾の安保改定対案構想、社共共闘批判、第二組合結成問題などを理由とする、

西尾処分を要求した。⁽¹²⁶⁾先述のとおり、非主流左派はかねがね鈴木主流派による西尾派への妥協的姿勢に反発していたが、同年8月末の総評大会で、総評執行部による「社会党支持」原案が否決され、「政党支持の自由」、すなわち社共両党支持が決議されたことは彼らに衝撃を与えた。⁽¹²⁷⁾鈴木派においても、党の組織委員長として労組職場組織における共産党の浸透、総評大会の社共両党支持を目の当たりにしてきた江田三郎組織委員長が、西尾処分問題の最強硬派となる。1959年9月党大会は全面的に西尾処分問題が焦点となり、混乱のうちに、運動方針等とともに上記「外交方針」を原案通り承認するのみで休会した。⁽¹²⁸⁾曾禰や西村を含めて、西尾派は9月の党大会後に再建同志会を結成して党内野党化すると、10月25日には社会党を脱党し、翌1960年1月24日、河上派からの離党組をも糾合して、西尾を委員長、曾禰を書記長とする民主社会党を結成するに至る。⁽¹²⁹⁾この間、「当面の外交方針」はもはや、社会党内においても、世論においても全く注目を集めることはなかった。

1960年1月19日、ついに新安保条約は調印された。新条約は、米国による対日防衛義務及び「在日米軍基地防衛」とヴァンデンバーグ条項の挿入によって、相互援助条約の性格を明確にしたほか、極東条項の存置と事前協議制度の導入、10年間という条約期限の明記などを主な内容としていた。これを受けて、社会党は1960年1月26日の中央委員会において、「安保体制の打破」を前面に掲げ、「国会闘争」「院外大衆運動」に傾注することを掲げた「当面の活動の基本方針」「安保改定阻止闘争方針」等を承認した。⁽¹³⁰⁾社会党国際局幹部であり、和田派の事務局長と言われた山口房雄は、1960年1月28日の駐日米国大使館員との会談において、以下のように党内事情、そして「安保解消」及び「日米中ソ集団安全保障体制」構想が後景に退いた経緯を語っている。すなわち山口は、社会党はこれまで日中関係の改善と安保改定阻止を一体のものだと強調してきたが、世論の支持を得るには複雑すぎたため、この2、3ヶ月は安保改定阻止一本に集中しているという。その上で、社会党は、外交問題に関

して社会党内で最も卓抜した見識を持っていた曾禰を民主社会党側に失ったことによっても混乱しており、党本部に、新安保条約に反対する議論を準備するための法的な素養を有するメンバーがいまやほとんどいないと述べるのである。⁽¹³¹⁾

こうして、「安保解消」の具体案作成は、結果的に民主社会党に委ねられることとなった。1960年1月18日、民主社会党はその結党を前に、曾禰の起草による外交方針を発表した。この外交方針では、曾禰が固守してきた社会党の日米安保条約及び中ソ条約の「同時解消」による「日米中ソ集団安全保障体制」構想を観念論だと非難した上で、安保条約の「段階的解消」を掲げ、在日米軍の有事駐留化及至日本防衛のみのための米軍駐留とすること、これが不可能な場合には、在日米軍の海外出動への拒否権明記及び核持ち込みの禁止を目指す旨を謳っている。⁽¹³²⁾ いわゆる「駐留なき安保」論である。

この外交方針を基に、党内での検討を経て、民主社会党は同年4月23日付で、新安保条約の修正案を発表した。すなわち、ヴァンデンバーグ条項削除、「在日米軍防衛義務」の削除、日本防衛目的のみの有事駐留（常時駐留の撤廃及び極東条項削除）、米軍の「配備」及び装備に関する事前協議での完全な拒否権の確立、核持ち込みの禁止の明文化、条約期限については1年の予告でいつでも「改廃」可能という修正案であった。現状における米国による安全保障を確保しつつ、「段階的安保解消」を目指す上で、日米間の軍事的結びつきを強化する「相互援助」型の新条約には断固反対との姿勢を示したのである。⁽¹³³⁾ この民主社会党の修正案は、有事駐留か常時駐留か、「在日米軍基地防衛」の有無という重大な相違はあるものの、極東条項及びヴァンデンバーグ条項を削除し、在日米軍の行動を日本防衛及び国連決議の枠内におけるものに限定する点で、1957年3月時点の外務省条約局案と非常に近いものであった。しかし、この新条約修正案は、4月下旬以降新安保条約承認の採決をめぐって国会審議が緊迫化するなか、民主社会党も社会党と共に岸政権への対決姿勢を

明確にしたため、結局提出されず、5月19日の新安保条約の衆院通過、6月23日の批准を迎えることとなるのである。

このように、社会党は、1958年10月の安保改定交渉開始後、党内の性格論争が激化するなか、安保改定阻止後に存置される現行安保条約をいかにして「解消」するのか、という難問に直面した。1959年2月16日の時点では、「安保解消」と「日米中ソ集団安全保障体制」への取り組みとは並行して進められ、この集団安全保障体制には「侵略の場合の対抗措置を含む」としていた。しかし、第二次浅沼訪中によって、「安保体制の打破」の後、日ソ、日中間の不可侵条約を締結することで、中ソ条約の「対日軍事条項」は「おのずからその効力を失うことを期待しうる」。その後「日米中ソ集団安全保障体制」が確立されるという道筋に変更される。1959年6月の参院選「敗北」後、「安保解消」の具体案が各派から出されるなか、社会党は「当面の外交方針」として、「安保解消」の具体案をまとめ上げる。こうして社会党は、党の方針を二転三転させながらも、日右社の議論に戻した「安保解消」の具体案を練り上げ、中執、党大会で承認される。しかし、この「当面の外交方針」は西尾処分問題、民主社会党の結党という事態のなかで注目されなかった。「安保解消」の具体策を起草してきた曾禰が離党し、新安保条約が調印されるなかで、社会党は「安保体制打破」のための「国会闘争」「院外大衆運動」に傾注していく。そうしたなかで、結果的に「安保解消」の具体案作成を委ねられる形となった民主社会党は、「段階的安保解消」「駐留なき安保」を掲げた新安保条約への修正案を決定する。しかしこの修正案も国会に提出されないまま、1960年6月23日に新安保条約は批准されたのである。

おわりに

以上、本稿では安保改定をめぐる日本社会党の政策過程を、社会党右

派の議論にも着目しながら検討してきた。1955年10月、左右両社会党は、その最大の難問であった外交・安全保障政策をめぐる調整を、「新口カルノ構想」に基づく「日米中ソ集団安全保障体制」の確立、そしてその「見合」における安保条約及び中ソ条約の「解消」という曖昧な表現で糊塗しながら、比較的右社に有利な形で統一を実現させた。左右統一後、社会党は1956年7月の参院選で躍進すると、「社会党政権」の獲得に向けて政策の「現実路線」化を図る。これに対し、日米両政府はこうした社会党の躍進を主要な契機として「日米関係の再検討」を開始していく。

1957年に入り、岸首相の訪米に向けて「日米関係の再検討」の気運が高まるなか、「不平等条約改廃国民運動」を掲げた社会党は、その外交・安全保障政策の具体化に着手した。当初、「不平等条約の改廃」を目指す社会党の方針は、現行安保条約への条約期限明記といった「改正」点も有する、安保条約と中ソ条約の「同時解消」論であった。しかし、第一次浅沼訪中後、「安保破棄」及び日中国交回復といった論点が浮上し、「不平等条約の改廃」の具体化方針は再検討される。党内議論に収拾がつかなくなるなか、社会党はこの国民運動において、「不平等条約の改廃」の具体化に至らなかった。岸訪米以降本格的に始動する安保改定に、社会党は自らの外交・安全保障政策を明確にできないまま臨むこととなるのである。

1957年6月の岸訪米を経て、1958年10月から「日本憲法と抵触しない相互援助型の新条約」締結を命題とする安保改定交渉が開始されると、社会党は、条約地域問題、憲法問題といった、この安保改定の命題の根幹に関わる論点を厳しく追及した。特に、西尾派に代表される社会党右派は、現状における共産中国への警戒のために日米間の紐帯を忍容しながらも、米国に対する「相互援助」には、同国の戦争に巻き込まれかねないこと、「安保解消」が困難になる危険があるとして強く反発していた。そのため、彼らは、憲法9条との整合性を抛りどころに日米安保条約の相互援助条約化回避を模索していたのである。

一方で、1958年10月の安保改定交渉開始後、社会党は安保改定阻止後に存置される現行安保条約をいかにして「解消」するのか、という難問に直面する。社会党は、性格論争、中立論争のさなか、1959年2月16日の時点で、「安保解消」と「日米中ソ集団安全保障体制」への取り組みとは「平行」して進められ、この集団安全保障体制には「侵略の場合の対抗措置を含む」としていた。しかし、第二次浅沼訪中によって、「安保体制打破」の後、日ソ、日中との不可侵条約を締結し、中ソ条約の「対日軍事条項」が「おのずからその効力を失うことを期待しうる」状況となったのちに「日米中ソ集団安全保障体制」が確立するという道筋に変更される。1959年6月の参院選「敗北」後、「安保解消」の具体案が各派から出されるなか、社会党は1959年9月、旧右社の議論に戻した「安保解消」の具体案を練り上げ、中執、党大会で承認される。しかし、この「当面の外交方針」は西尾処分問題、民主社会党結党という事態のなかで埋没し、社会党は「安保体制打破」のための「国会闘争」「院外大衆運動」に傾注していく。これに対し、民主社会党は「段階的安保解消」「駐留なき安保」を掲げた新安保条約への修正案を決定するが、国会に提出されないまま、1960年6月23日の新安保条約批准に至るのである。

社会党にとって、「独立の完成」とは紛れもなく「安保解消」そして日本の中立化であった。様々な障害を乗り越えながら、1959年9月、社会党は「安保解消」の具体案を党大会でも承認し、外交・安全保障政策の確立に一応の成功を収めていた。それは、安保条約が現存するなかで、「安保解消」と日本の安全保障を両立させるという党内右派の議論に基づくものであった。しかし社会党は、党中央の政策立案では「安保解消」の具体化において合意に達しながらも、一方で海外諸国の動向に、他方でそれと結びつく支持団体や非主流派などからの突き上げによって、その合意を保持できなかった。結局、「安保解消」の具体化は、結果的に社会党右派の人々から成る民主社会党に引き継がれる。すなわち、「独立の完成」を目指す社会党の構想は同党ではなく、日米安保体制が「米国の

傭兵化」の形で固定化されることに抵抗した、民主社会党の「現実路線」によって引き継がれ、重光構想や1957年3月時点の外務省条約局案のような保守政権による諸構想に限りなく接近していった。こうして安保改定では、その有力な対抗構想が消えていくなかで、「独立の完成」を目指す保革の諸構想は、「日本憲法と抵触しない相互援助型」の日米安保体制に収斂していったのである。

「独立の完成」をめぐる保守政権の諸構想のさらなる解明、日米両政府の政策決定及び日米交渉のより一層の検討、日本社会党の安保改定以降の外交・安全保障政策の展開のさらなる考察については、今後の課題としたい。

注

- (1) 本稿は1951年9月8日調印の「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」をめぐる議論を中心に扱うことから、当時の時代性を鑑み、この旧日米安保条約のことを「安保条約」乃至「現行安保条約」と表記し、1960年1月19日調印の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」を「新安保条約」と表記している。その上で、この新旧両条約の総称を「日米安保条約」と表記している。また、本稿において「安保改定」と表記する場合は、岸信介政権による1960年の日米安保条約改定のことを指し、史料中において「改訂」と表記されている場合はそのまま「改訂」を用いる。ただし、岸政権による「安保改定」は新条約締結を、史料中の「改訂」表記には旧安保条約の「改正」を含意する傾向が強い。そのほか、米国側史料等で revision と表記される場合は基本的に「改正」と訳している。一方、社会党の外交・安全保障政策として日米安保条約の「解消」と表記する場合は日米両国の合意による同条約の終了を、「廃棄」及至「破棄」と表記する場合は、日米両政府の合意を要せず、一方的に同条約を終了させることを意味する〔曾禰益「社会党政権下の国際関係」（日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』1958年5月号、20-26頁）〕。
- (2) 安保改定に関する主な先行研究は以下の通り。黒崎輝「安保改定交渉以前の核持ち込みをめぐる国会論議と日米外交の再検証——核密約の淵源を求めて」（明治学院大学国際平和研究所『PRIME』第33号、2011年、3-21頁）。河野康子「日米安保条約改定交渉と沖縄——条約地域をめぐる政党と官僚」〔坂本一登・五百旗頭薫編著『日本政治史の新天地』（吉田書店、

2013年)、429-475頁〕。同「外交をめぐる意思決定と自民党 — 外交調査会を中心に」〔奥健太郎・河野康子編著『自民党政治の源流 — 事前審査制の史的検証』(吉田書店、2015年)、249-290頁〕。坂元一哉『日米同盟の絆 — 安保条約と相互性の模索』(有斐閣、2000年)。豊田祐基『日米安保と事前協議制度 — 「対等性」の維持装置』(吉川弘文館、2015年)、第2章。西村真彦「一九五七年岸訪米と安保改定(一・二・三)」(『法學論叢』第178巻第6号、102-121頁；第179巻第2号、130-158頁；同巻第4号、132-143頁、2016年)。同「安保改定と東アジアの安全保障、1956-1960年」(京都大学博士論文、2018年)。同「安保改定時の事前協議制度交渉 — 『朝鮮議事録』、『同意』、偵察飛行(一・二)」(『法學論叢』第183巻第6号、82-108頁；第184巻第4号、41-64頁、2018-2019年)。波多野澄雄『歴史としての日米安保条約 — 機密外交記録が明かす「密約」の虚実』(岩波書店、2010年)。原彬久『戦後日本と国際政治 — 安保改定の政治力学』(中央公論社、1988年)。同『日米関係の構図 — 安保改定を検証する』(日本放送出版協会、1991年)。山本章子『米国と日米安保条約改定 — 沖縄・基地・同盟』(吉田書店、2017年)。吉田真吾『日米同盟の制度化』(名古屋大学出版会、2012年)、第1章。John Swenson-Wright, *Unequal Allies?: United States Security and Alliance Policy toward Japan, 1945-1960* (Stanford: Stanford University Press, 2005), Chap. 6.

- (3) 原、前掲『戦後日本と国際政治』。河野、前掲「外交をめぐる意思決定と自民党」。
- (4) 原彬久『戦後史のなかの日本社会党』(中央公論新社、2000年)、328-329頁。
- (5) 原、前掲『戦後日本と国際政治』及び前掲『戦後史のなかの日本社会党』第4章。
- (6) 日本社会党の党史として、月刊社会党編集部『日本社会党の三十年(一・二・三)』(日本社会党中央本部機関紙局、1974-1975年)。日本社会党五〇年史編纂委員会編『日本社会党史』(社会民主党全国連合、1996年)。また、社会党に関する研究文献には枚挙にいとまがないが、管見の限り、1950年代の日本の外交・安全保障政策をめぐる日本社会党の動向に言及する先行研究としては、以下のものが代表的である。雨宮昭一『戦時戦後体制論』(岩波書店、1997年)、第3章及び第4章。荒敬「社会党の講和政策とその形成過程 — 片山内閣から所謂『平和三原則』決定までを中心として」〔日本現代史研究会編『戦後体制の形成』(大月書店、1988年)、155-185頁〕。池井優「日本社会党の対米外交 — 訪米代表団を中心として」(『法學研究』第68巻第10号、1995年、27-57頁)。岩永健吉郎『戦後日本の政党と外交』(東京大学出版会、1985年)。大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム

— 戦後日本の防衛観』（講談社、2005年）、第4章。楠精一郎「右派社会党の安全保障政策」〔近代日本研究会編『年報近代日本研究16 戦後外交の形成』（山川出版社、1994年）、166-188頁〕。小山弘健・清水慎三編著『日本社会党史』（芳賀書店、1965年）。ストックウイン、J. A. A 著、福井治弘訳『日本社会党と中立外交』（福村出版、1969年）。谷聖美「五五年体制確立過程における社会党の役割と影響力」（『レヴァイアサン』臨時増刊号、1990年、123-141頁）。中北浩爾「戦後日本における社会民主主義政党の分裂と政策距離の拡大 — 日本社会党（一九五五—一九六四年）を中心として」（『国家学会雑誌』第106巻第11・12号、1993年、967-1020頁）。同『経済復興と戦後政治 — 日本社会党1945-1951年』（東京大学出版会、1998年）。同『一九五五年体制の成立』（東京大学出版会、2002年）。同「鳩山・石橋・岸内閣期の政党と政策 — 一九五五年体制の確立過程」〔北村公彦編者代表『現代日本政党史録第3巻 55年体制前期の政党政治』（第一法規、2003年）、157-196頁〕。同「日本社会党の分裂 — 西尾派の離党と構造改革派」〔山口二郎・石川真澄編『日本社会党』（日本経済評論社、2003年）、45-74頁〕。原、前掲『戦後史のなかの日本社会党』。松本浩延「浅沼稻次郎の政治指導 — 一九五五—一九六〇年（一・二）」（『同志社法學』第70巻第1号、43-89頁；第70巻第3号、71-114頁、2018年）。道場親信「ゆれる運動主体と空前の大闘争 — 『六〇年安保』の重層的 understanding のために」〔年報日本現代史』編集委員会編『年報日本現代史第15号 六〇年安保改定とは何だったのか』（現代史料出版、2010年）、81-146頁〕。安田光穂「『理想』と『現実』のはざままで — 石橋政嗣と日米軍事同盟」（『国際関係論研究』第34号、2019年、1-28頁）。山口二郎・石川真澄編『日本社会党』（日本経済評論社、2003年）。

- (7) ストックウイン、前掲書、第8章及び第9章。
- (8) 中北、前掲「戦後日本における社会民主主義政党の分裂と政策距離の拡大」。同、前掲「鳩山・石橋・岸内閣期の政党と政策」。同、前掲「日本社会党の分裂」。
- (9) 原、前掲『戦後史のなかの日本社会党』、105-108頁。中北、前掲『一九五五年体制の成立』、247-249頁。
- (10) 原、前掲『戦後史のなかの日本社会党』、108-116頁。
- (11) 社会党分裂後の左右両派の外交・安全保障政策については、ストックウイン、J. A. A、前掲書、第5章及び第6章。楠、前掲論文を参照。
- (12) 大竹啓介『幻の花 — 和田博雄の生涯（下）』（楽書書房、1981年）、87頁。
- (13) 以上の内容は、笹田繁『日本社会党（下）』（三一書房、1960年）、247-261頁。原、前掲『戦後史のなかの日本社会党』、3-10頁及び36-41頁。中北、

- 前掲「戦後日本における社会民主主義政党的分裂と政策距離の拡大」、975-977頁。『読売新聞』1955年10月27日付朝刊1面及び同年10月28日付朝刊2面を参照。
- (14) 左右統一に関する西尾の考え方については、時局研究会『西尾末広述社会党統一問題への考察——真の統一は如何にすれば可能であるか』（時局研究会、1954年）参照。右社の外交方針については、日本社会党選挙対策委員会編『日本社会党と再軍備問答』（日本社会党出版部、1953年）参照。
- (15) 曾禰益『私のメモアール——霞が関から永田町へ』（日刊工業新聞社、1974年）、161頁。
- (16) 「一九五四年度運動方針案」より、日本社会党政策審議会「国際情勢の概観及び外交方針（案）」（「浅沼稻次郎関係文書」791所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。この「曾禰提案」は浅沼が強硬に反対したことにより修正されている〔「一九五四年度運動方針案」より、日本社会党政策審議会「平和・安全保障及び自衛に関する方針（案）」1953年12月28日（「浅沼稻次郎関係文書」791所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。楠、前掲論文、179-181頁〕。
- (17) 西村栄一「民主社会主義の立場とその自衛態勢」1953年12月26日（「浅沼稻次郎関係文書」788所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。西村栄一「社会主義と自衛問題」（政界往来社『政界往来』1954年1月号、40-46頁）。
- (18) 楠、前掲論文、179-181頁。
- (19) 曾禰、前掲書、188-192頁。
- (20) 1953年5月及び同年10月、チャーチル英国首相は、1925年のロカルノ条約方式の取り決めを、東西両陣営にまたがる形で新たに欧州に設けることを呼びかけた。また、イーデン英国外相も1954年6月、ジュネーブ会議帰国後に、東南アジアにおける「新ロカルノ方式」の相互安全保障体制構築を提唱する。こうした東西両陣営が加わる相互安全保障方式が当時「新ロカルノ構想」と呼ばれ、日本の安全保障論議において一時期吹聴された（『読売新聞』1953年5月12日付夕刊1面、同年10月7日付夕刊1面、1954年6月24日付朝刊2面。『毎日新聞』1954年6月24日付朝刊3面）。
- (21) 『毎日新聞』1954年7月1日付朝刊1面。ストックウイン、J. A. A、前掲書、101-103頁。
- (22) 「綱領・規約問題資料」（「浅沼稻次郎関係文書」866所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。曾禰、前掲書、190-192頁。
- (23) 日本社会党政策資料集刊行委員会・日本社会党政策審議会編『日本社会党政策資料集成』（日本社会党中央本部機関紙局、1990年）、74頁。
- (24) 『読売新聞』1955年8月29日付夕刊1面、同年9月1日付朝刊2面、9

- 月4日付朝刊1面、9月10日付朝刊1面、10月9日付朝刊1面及び2面。
- (25) 雨宮、前掲書、111-118頁。原、前掲『戦後史のなかの日本社会党』、111頁。
- (26) 『朝日新聞』1955年9月19日付夕刊1面、同年9月21日付朝刊1面、9月29日付朝刊1面。
- (27) 国立国会図書館専門資料部政治史料課「勝間田清一政治談話録音速記録」1997年公開（「政治談話録音」所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）、90頁。
- (28) 『読売新聞』1955年8月29日付夕刊1面。
- (29) 曾禰、前掲書、191-193頁。
- (30) 五五年体制の成立過程に関しては、中北、前掲『一九五五年体制の成立』を参照。
- (31) 『朝日新聞』1955年10月14日付朝刊1面及び10月15日付朝刊1面。なお、党七役及び七局長はいずれも、左派に4つ、右派に3つが割り振られ、中執は左右両派20名ずつで構成された。
- (32) 『読売新聞』1956年7月10日付夕刊1面。
- (33) 『朝日新聞』1956年7月20日付朝刊1面。『読売新聞』1956年7月15日付朝刊1面。
- (34) Desp. 282, Tokyo to Department of State [hereafter: DoS], “Socialist Party Official Explains Current Party Policies”, September 24, 1956, *Records of the U. S. Department of State Relating to the Internal Affairs of Japan, 1955-1959*, Wilmington, DE: Scholarly Resources, 1990 [hereafter: *RDOS, IAJ, 1955-1959*], Reel. 26.
- (35) Desp. 432, Tokyo to DoS, “Conversation of Socialist Party Leader with the Ambassador Regarding the Sunakawa Problem”, October 30, 1956, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 26.
- (36) Desp. 612, Tokyo to DoS, “The Japan Socialist Party After a Year of Unity: An Evaluation”, December 18, 1956, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 26.
- (37) 日本社会党『社会新報』1957年1月15日付1-2面。『朝日新聞』1956年12月27日付朝刊1面。
- (38) Embtel. 67, Tokyo to Secretary of State [hereafter: SoS], July 11, 1956, Embtel. 84, Tokyo to SoS, July 12, 1956, Embtel. 309, Tokyo to SoS, August 8, 1956, Desp. 137, Tokyo to DoS, “The 1956 Upper House Elections”, August 14, 1956, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 26.
- (39) Desp. 276, Tokyo to DoS, “A Fresh Start with Japan”, September 21, 1956, 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成Ⅶ 日米外交防衛問題 1956年』（柏書房、1999年）〔以下、『集成Ⅶ』〕第2巻、255-288頁。Desp.

- 280, Tokyo to DoS, “Japanese Defense”, September 24, 1956, 『集成Ⅶ』第4巻、267-277頁。Office Memorandum, Parsons to Sebald, “Reconsideration of United States Military Position in Japan”, December 27, 1956, 『集成Ⅶ』第4巻、380-396頁。Memorandum From the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, “Our Japan Policy: Need for a Reappraisal and Certain Immediate Actions”, January 7, 1957, *Foreign Relations of the United States 1955-1957*, Vol. XXIII, Part1 (U. S. Government Printing Office, 1991) [hereafter: *FRUS 1955-1957*], #106, pp. 240-244. Memorandum From the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Parsons) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson), January 24, 1957, *FRUS 1955-1957*, #113, pp. 253-254. 西村、前掲「一九五七年岸訪米と安保改定（一）」、114-115頁。山本、前掲書、87-93頁。吉田、前掲書、46-48頁。
- (40) 吉田、前掲書、37-45頁。西村、前掲「一九五七年岸訪米と安保改定（一）」、106-110頁。「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約（試案）」1955年7月27日、「日米相互防衛に関する件（下田・パーソンズ会談、第一回）」1955年8月6日、条「日米相互防衛に関する擬問擬答」1955年8月23日〔平成22年度外交記録公開（1）、CD-R H22-003、ファイル管理番号2010-6226、「日米安全保障条約の改定に係る経緯」〔以下、「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第8巻、外務省外交史料館所蔵〕。
- (41) 原彬久編『岸信介証言録』（中央公論新社、2014年）、147頁。西村、前掲「一九五七年岸訪米と安保改定（二）」、130-131頁。
- (42) 外務省「日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策」1957年3月より、条「日米安全保障条約改訂案」1957年3月11日及び条「日米安全保障条約の改訂案の説明」1957年3月11日（平成30年度外交記録公開、CD-R H30-001、分類番号A:1.5.2.4-2、「岸総理第一次訪米関係一件準備資料」〔以下、「岸総理第一次訪米関係一件準備資料」〕第1巻、外務省外交史料館所蔵）。豊下楯彦『集团的自衛権とは何か』（岩波書店、2007年）、62-68頁。
- (43) 前掲、条「日米安全保障条約改訂案」及び「日米安全保障条約の改訂案の説明」。「安保条約」より、条「日米安全保障条約改訂案（第二案）」1957年3月13日及び条「日米安全保障条約改訂案（第二案）の説明」1957年3月13日（「岸総理第一次訪米関係一件準備資料」第1巻、外務省外交史料館所蔵）。
- (44) 西村、前掲「一九五七年岸訪米と安保改定（二）」、130-136頁。
- (45) 『朝日新聞』1957年1月10日付朝刊1面、同年1月12日付朝刊1面、1月16日付朝刊1面。

- (46) 同前紙、1957年1月18日付朝刊1面及び夕刊1面、同年1月19日付朝刊1面及び夕刊1面。
- (47) 同前紙、1957年1月19日付朝刊1面、同年1月20日付朝刊1面及び3面。
- (48) Desp. 761, Tokyo to DoS, “The 1957 Socialist Party Convention: A Preliminary Evaluation”, January 31, 1957, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 26. Desp. 876, Tokyo to DoS, “Views of Suehiro NISHIO on Developments within the Socialist Party”, February 21, 1957, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 34. Desp. 978, Tokyo to DoS, “Views of Jotaro KAWAKAMI on Developments within Socialist Party”, March 15, 1957, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 27.
- (49) Desp. 963, Tokyo to DoS, “Plans of Socialist Diet Member for Formation of New Political Party”, March 15, 1957, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 27.
- (50) 日本社会党『社会新報』1957年1月5日付4面。西村、前掲「一九五七年岸訪米と安保改定（一）」、109頁。
- (51) 日本社会党編『第十三回定期大会決定集 — 運動方針その他・政策』（日本社会党出版部、1957年）、18頁及び30頁。なお、「不平等条約の改廃」自体は中執原案の時点から明記されているが、左派修正案では不平等条約の「廃棄」と記載されていた（前掲、日本社会党『社会新報』1957年1月15日付2面）。
- (52) 旧安保条約の条文については、細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集 1945-97』（東京大学出版会、1999年）、135-138頁を参照。
- (53) Desp. 803, Tokyo to DoS, “Views of Prominent Socialist on Recent Party Convention”, February 7, 1957, Box 52, Japan, U. S. Embassy Tokyo, Classified General Records, 1952-1963 (UD 2828-A), RG 84, National Archives II [hereafter: NA].
- (54) 『読売新聞』1957年3月12日付朝刊2面。
- (55) Desp. 866, Tokyo to DoS, “Views of Hiroo WADA on Recent Developments within the Socialist Party”, February 20, 1957, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 26. なお、和田は国会論戦でも岸臨時首相代理に対し、条約期限明記を迫っている（『第二十六回国会衆議院予算委員会議録第三号』1957年2月8日、3-4頁）。
- (56) 企画局「国民運動の展開と実施要項 — 書記長会議にたいする報告と提案」1957年3月22日（「浅沼稻次郎関係文書」1050所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (57) 「日中政策に関する政策・資料綴」より、日本社会党国際局・政策外交部会・護憲特別委会「資料 No. 16『不平等条約の改廃に関する基本方針』の討議のための問題点」1957年3月27日、及び日本社会党国際局「不平等

- 条約改廃に関する基本方針（案）」1957年4月3日（「浅沼稻次郎関係文書」1034所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (58) 『読売新聞』1957年4月15日付朝刊1面。
- (59) 日本社会党『社会新報』1957年4月5日付1面。『朝日新聞』1957年4月7日付朝刊1面。
- (60) 日本社会党『社会新報』1957年5月5日付1-4面。『日本社会新聞』1957年5月6日付1-2面〔法政大学大原社会問題研究所監修『占領期日本社会党機関紙集成第IV期『党報』『社会週報』『日本社会新聞』復刻版』（柏書房、2015年）〔以下、『社会党機関紙集成IV』〕、第8巻、138-141頁〕。
- (61) 曾禰、前掲書、203頁。
- (62) 『日本社会新聞』1957年4月29日付1面（『社会党機関紙集成IV』、第8巻、130-131頁）。
- (63) 「社会党政策 昭和32年」より、日本社会党国際局「不平等条約改廃具体化に関する方針（案）」1957年5月14日（「鈴木文庫」1-149-1所収、大原社会問題研究所所蔵）。
- (64) 浅沼は新聞社主催の三木自民党幹事長との対談で、中ソ両国が、「対日軍事条項」を中心とする軍事同盟の関係から、いまや両国間の経済、文化交流に力を入れており、ソ連も旅順から撤兵したとの共産中国側の説明を強調し、日中復交に向けた「積み上げ方式」が必要だと訴えている（『読売新聞』1957年4月28日付朝刊1面及び同年4月29日付朝刊1面）。また、浅沼は1957年6月6日、河上、西尾、渡辺朗（国際局書記）とともにマッカーサー大使と会談している。同会談はその大部分が、中ソへの評価をめぐるマッカーサー大使と浅沼との応酬で占められている。浅沼は、中ソの側から見れば日米安保条約及び米国の存在こそが軍事的脅威であるとしたうえで、訪中時の、共産中国の政策は変化しつつあり、人民解放軍も経済建設に投入されているという周恩来の発言を挙げながら、共産中国は中ソ条約も軍事同盟から経済協定に変更するつもりだと印象を受けたと説明している〔Desp. 1356, Tokyo to DoS, “Exchange of Views Between the Ambassador and Socialist Leaders”, June 11, 1957, 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成IV 日米外交防衛問題 1957年』（柏書房、1998年）〔以下、『集成IV』〕第3巻、338-344頁〕。
- (65) 曾禰益・岡田宗司・田中稔男・入江啓四郎・水口宏三・中村高一「座談会 不平等条約改廃の国民運動」（日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』1957年7月号、3-15頁）。
- (66) 「〔社会党〕中央執行委員会 昭和32年1月11日」より、「対米要求国民大会実施報告」（「鈴木文庫」1-571-04所収、大原社会問題研究所所蔵）。日本社会党『社会新報』1957年6月15日付1面。そのほか、沖縄小笠原の施

政権返還、原水爆禁止及び核実験反対、原子兵器持ち込み及び原子力部隊駐留反対、対中政策の再検討及び禁輸撤廃に関する決議が採択された。

- (67) この国民大会に関する報道ぶりについては、例えば『朝日新聞』1957年6月15日付夕刊1面及び同年6月16日付朝刊2面。『読売新聞』1957年6月15日付夕刊1面。『毎日新聞』1957年6月15日付夕刊1面を参照。駐日米国大使館は、世論の関心がもはや岸首相訪米に向いている中で、この対米要求国民大会は、時機を逸したものであり、社会党や左派団体が望んだようなインパクトをもたらすことに失敗したとの分析を国務省に報告している (Embtel. 2997, Tokyo to SoS, June 15, 1957, Embtel. 3011, Tokyo to SoS, June 17, 1957, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 27)。
- (68) 西村、前掲「一九五七年岸訪米と安保改定(三)」参照。
- (69) この「不平等条約改廃国民運動」は、実際には、6月15日の「対米要求国民大会」を皮切りに全国的な「闘争」を盛り上げる予定であった。曾禰企画局長も同年7月の時点では、1957年11月に東京で再び「不平等条約の改廃」のための「国民大集会」を開催するつもりだと述べている。しかし、この「不平等条約改廃国民運動」は、衆院総選挙が近いと目されるなかで、次第に、「岸内閣打倒」をめざす国民大会と銘打った、社会党の全国遊説となっていった。「不平等条約の改廃」自体、こうした一連の国民大会では、演説項目及至決議の複数あるなかの1つへと希釈化されている (『朝日新聞』1957年7月10日付朝刊2面、同年9月15日付朝刊1面、10月4日付朝刊2面)。
- (70) 日本社会党教宣局『平和と社会主義のために — 第14回全国大会決定集』(日本社会党出版宣伝部、1958年)、31-34頁。
- (71) 日本社会党『社会新報』1958年3月5日付1面。『朝日新聞』1958年3月6日付朝刊1面。
- (72) 「七月三十日藤山大臣在京米大使会談録抜萃」1958年7月30日 (「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第1巻、外務省外交史料館所蔵)。
- (73) 「八月二十五日総理、外務大臣、在京米大使会談録」1958年8月25日 (「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第1巻、外務省外交史料館所蔵)。Memorandum of Conversation, September 11, 1958, *Foreign Relations of the United States 1958-1960*, Vol. XVIII, Japan; Korea (U. S. Government Printing Office, 1994) [hereafter *FRUS 1958-1960*], #26, pp. 73-84.
- (74) アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」1960年6月 (「1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する『密約』調査、関連文書」)。
- (75) 「日米安保条約改訂について」1958年10月11日 (日本社会党政策資料集成刊行委員会・日本社会党政策審議会編、前掲書、96-97頁)。原、前掲『戦

- 後史のなかの日本社会党』、126-127頁。なお、社会党はのちにこの統一見解に解説をつけ、小冊子として刊行している〔日本社会党『組織活動シリーズNo.7 なぜ安保条約改訂に反対するか——平和と民主々義のために』（日本社会党出版部、1958年）〕。
- (76) 社会党の国会論戦における条約地域問題追及としては、例えば『第三十回国会衆議院内閣委員会議録第五号』1958年10月23日、3-5頁。『第三十回国会衆議院予算委員会議録第三号』1958年10月30日、2-5頁。河野、前掲論文、458-462頁。原、前掲『戦後日本と国際政治』195-227頁。
- (77) Embtel. 1115, Tokyo to DoS, November 28, 1958, *FRUS 1958-1960*, #35, pp. 100-104.
- (78) 安保改定交渉における条約地域の縮小については、坂元、前掲書、第5章。波多野、前掲書、第3章。河野、前掲論文参照。
- (79) Desp. 583, Tokyo to DoS, “Arguments by Socialists and Extreme Leftists against Security Treaty Revision and the Attitude of the Japanese Press”, November 25, 1958, 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成V 日米外交防衛問題 1958年』（柏書房、1998年）〔以下、『集成V』〕第4巻、272-283頁。
- (80) Embtel. 1137, Tokyo to SoS, December 1, 1958, Desp. 614, Tokyo to DoS, “Views of Right Socialist Leader on Current Political Situation”, December 2, 1958, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 28.
- (81) Desp. 636, Tokyo to DoS, “Views of Three Socialists on Current Political Topics”, December 12, 1958, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 29.
- (82) 以上の内容は、瀨砂孝弘「安保改定期における政府の集团的自衛権見解の形成過程」（『政治研究』第66号、2019年、55-87頁）、65-69頁。
- (83) 以上の内容は、瀨砂、前掲論文、68頁。Embtel. 2619, Tokyo to SoS, June 9, 1959, Embtel. 2620, Tokyo to SoS, June 9, 1959, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 30.
- (84) 以上の内容は、瀨砂、前掲論文、69-77頁。曾禰の、新条約における対米相互性と憲法9条との整合性をめぐる追及は以下を参照。『第三十一回国会参議院外務委員会議録第四号』1959年2月19日、5-7頁。『官報号外昭和三十四年六月二十六日 第三十二回国会参議院会議録第四号』1959年6月26日、17-20頁。『参議院外務委員会（第三十二回国会継続）会議録第三号』1959年9月2日、14-15頁。『第三十四回国会参議院予算委員会議録第八号』1960年3月5日、7-9頁。
- (85) 原、前掲『戦後日本と国際政治』195-212頁参照。
- (86) 原、前掲『戦後史のなかの日本社会党』127頁。原氏によれば、「社会党は、一方で『警職法改正』といういわば岸の敵失によって党内団結と反安

保闘争の足掛かりを掴み、他方で『共同の敵』によって〔西尾を中心とする最右派を党外に排除しながら〕中国からの支援を得て、いよいよ『安保改定』に対する抵抗姿勢を整えていく〔亀甲括弧内は引用者〕という（同書、137頁）。本稿では、原氏の先行研究を全面的に踏まえた上で、各派閥の外交・安全保障政策をめぐる諸構想にも着目しながら、社会党による「安保解消」の具体化について検討していきたい。

- (87) Desp. 636, Tokyo to DoS, “Views of Three Socialists on Current Political Topics”, December 12, 1958, *op. cit.* 原、前掲『戦後日本と国際政治』600頁。
- (88) 『朝日新聞』1958年11月17日付夕刊1面、同年11月23日付夕刊1面、11月28日付夕刊5面、12月10日付朝刊5面。
- (89) 向坂逸郎「正しい綱領、正しい機構」（社会主義協会『社会主義』1958年12月号、46-52頁）。『朝日新聞』1958年12月10日付朝刊5面。
- (90) 同前紙、1958年12月19日付朝刊1面。
- (91) 同前紙、1958年12月23日付朝刊1面及び1959年1月7日付朝刊5面。『読売新聞』1958年12月26日付夕刊2面。
- (92) 「陳毅中国外相の日米安保改定交渉非難声明」1958年11月19日及び「日米安保改定交渉に関するソ連覚書」1958年12月2日（データベース「世界と日本」<http://worldjpn.grips.ac.jp> 所収。最終閲覧：2019年12月10日）。
- (93) 『毎日新聞』1959年1月19日付朝刊1面。
- (94) 曾禰益・岡田春夫「対談 中立問題をめぐって」（日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』1959年3月号、39-47頁）。
- (95) 『朝日新聞』1959年1月11日付朝刊1面。
- (96) 日本社会党『社会新報』1959年1月25日付1面及び同年2月5日付1面。
- (97) 『読売新聞』1959年2月11日付朝刊2面。
- (98) 「社会党訪中使節団関係資料」より、「訪中使節団の交換すべき意見に関する方針（一九五九・二・一六中執委）」（「浅沼稻次郎関係文書」1115所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (99) 『朝日新聞』1959年2月26日付朝刊2面。
- (100) 「社会党訪中使節団関係資料」より、「訪中使節団の派遣にあたり党執行部に要望する」1959年2月24日及び田中稔男「訪中使節団について」〔作成日不明〕（「浅沼稻次郎関係文書」1115所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (101) 前掲、曾禰益・岡田宗司・田中稔男・入江啓四郎・水口宏三・中村高一「座談会 不平等条約改廢の国民運動」、11頁。
- (102) Desp. 636, Tokyo to DoS, “Views of Three Socialists on Current Political Topics”, December 12, 1958, *op. cit.*
- (103) 『朝日新聞』1959年2月28日付朝刊2面。

- (104) 「日本社会党訪中使節団団長浅沼稲次郎 中国人民外交学会会長張奚若 共同コミュニケ（正文）」（日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』1959年5・6月合併号、43-46頁）。
- (105) 「共同コミュニケの経緯」（日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』1959年5・6月合併号、47頁）。
- (106) 井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）、108頁。
- (107) 以上の内容は、「社会党訪中使節団関係資料」より、「政治分科会記録」1959年3月11日、「（第一号）日本社会党訪中使節団長浅沼稲次郎・中国人民外交学会々々長張奚若共同コミュニケ（日本側案）」、「（第二号）中国人民外交学会と日本社会党訪中使節団との共同声明（中国側案）」、「（第三号）日本社会党訪中使節団々々長浅沼稲次郎・中国人民外交学会々々長張奚若共同コミュニケ（最終草案）」[いずれも作成日不明]（「浅沼稲次郎関係文書」1115所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。「周恩来総理との会見」（日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』1959年5・6月合併号、34-42頁）。曾禰、前掲書、207-210頁。
- (108) 勝間田清一「政治・外交問題の報告」（日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』1959年5・6月合併号、121-125頁）。
- (109) 田中稔男「共同コミュニケにふれて」（日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』1959年5・6月合併号、133-140頁）。第二次浅沼訪中に随行した党内右派の渡辺朗国際局書記は、4月16日の駐日米国大使館員との会談において、浅沼と、親中派の田中のみがこの浅沼訪中に満足している一方、曾禰は、浅沼・張奚若共同声明に関して共産中国側第一次案の表現を和らげることに成功したとはいえ、今回の顛末には極端に不満を感じていると述べている。また、この浅沼訪中に随行しなかった和田派所属の山口房雄国際局書記も、4月13日の米国大使館員との会談で、今回の浅沼訪中は、他の使節団メンバーと社会党を全体として犠牲にした上で、浅沼が個人的に利益を得たと論じている。これらの会談を受け、駐日米国大使館は、第二次浅沼訪中をめぐる党内論争はほとんど不可避であり、社会党は全体として、過去2、3年の中で最も結束していないとの評価を下すのである（Desp. 1211, Tokyo to DoS, “Socialist Party Officials Assess Asanuma Mission to Peiping”, April 24, 1959, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 30）。
- (110) 『朝日新聞』1959年4月5日付朝刊2面。『読売新聞』1959年4月5日付朝刊2面。
- (111) 『日本社会新聞』1959年7月13日付2-3面（『社会党機関紙集成Ⅳ』第10巻、216-219頁）。「社会党各グループの社会党再建案」1959年7月1日（「浅沼稲次郎関係文書」1272所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。河野密

- 『日本社会政党史』（中央公論社、1960年）、254-257頁。
- (112) 石橋政嗣「現時点に於ける日米安保条約改訂問題に就て（私案）」1959年6月15日（「石橋政嗣関係文書」261所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。この「石橋対案構想」を、五五年体制下における外交・防衛問題をめぐる石橋の思想及び行動の中で捉える研究として、安田、前掲論文参照。
- (113) 『読売新聞』1959年7月20日付朝刊1面。
- (114) 『朝日新聞』1959年7月21日付朝刊1面。『読売新聞』1959年7月24日付朝刊2面。
- (115) 「1959年日本社会党運動方針討議資料」より、成田知巳「安保条約の解消の方法について」（「浅沼稲次郎関係文書」1293所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。「1959年日本社会党運動方針案」より、「一九五九年日本社会党運動方針草案」（「浅沼稲次郎関係文書」1292所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。『朝日新聞』1959年8月3日付朝刊1面。
- (116) 『読売新聞』1959年8月25日付朝刊1面。
- (117) 同前紙、1959年8月12日付朝刊2面及び同年8月25日付朝刊1面。『朝日新聞』1959年8月12日付朝刊2面。高橋勉『資料 社会党河上派の軌跡』（三一書房、1996年）、96頁。
- (118) 『読売新聞』1959年8月25日付朝刊1面。
- (119) 『朝日新聞』1959年8月27日付朝刊2面。
- (120) Desp. 366, Tokyo to DoS, “Conversation with Right-Wing Socialist Eki Sone on Socialist Party Convention, Security Treaty, and Russian Peace Treaty”, September 15, 1959, *RDOS, IAJ, 1955-1959*, Reel. 31.
- (121) 『読売新聞』1959年8月28日付朝刊2面及び同年9月1日付朝刊1面。『朝日新聞』1959年9月1日付朝刊1面。
- (122) 「1959年9月社会党活動記録」より、国際局・政審会「日本の独立と国際緊張緩和について — 当面の外交方針」1959年9月3日（「浅沼稲次郎関係文書」1294所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。『朝日新聞』1959年9月3日付朝刊1面。
- (123) 『日本社会新聞』1959年9月14日付1面（『社会党機関紙集成Ⅳ』、第10巻、278-279頁）。西村栄一の鈴木茂三郎宛書簡によると、西村はこの日の中執において、「当面の外交方針」原案では「安保解消」のために日中国交回復、「日米中ソ集団安全保障体制」を作るとしているが、第二次浅沼訪中の際の共同声明では、先に「安保体制の打破」によって完全独立を果たすことが、日中・日ソ不可侵協定や集団安全保障体制の前提とされており、この矛盾をどう説明するのかと追及している。なお、西村がこうした内容を9月3日の中執で発言しようとした際、鈴木は席を立ったという（「鈴木茂三郎書簡」より、「鈴木茂三郎宛西村栄一書簡」1959年9月4日

- （「鈴木文庫」2-062-02所収、大原社会問題研究所所蔵）。
- (124) 「1959年9月社会党活動記録」より、国際局・政審会「日本の独立と国際緊張緩和について ― 当面の外交方針（草案）」1959年9月8日（「浅沼稻次郎関係文書」1294所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。『読売新聞』1959年9月5日付夕刊1面、9月6日付朝刊2面、9月9日付朝刊2面。
- (125) Desp. 366, Tokyo to DoS, “Conversation with Right-Wing Socialist Eki Sone on Socialist Party Convention, Security Treaty, and Russian Peace Treaty”, September 15, 1959, *op. cit.*
- (126) 西尾派の離党及び民主社会党の結党に至る経緯については、中北、前掲「戦後日本における社会民主主義政党の分裂と政策距離の拡大」。同、前掲「日本社会党の分裂」も参照。
- (127) 『読売新聞』1959年8月29日付朝刊1面。
- (128) 河野、前掲書、256頁。『読売新聞』1959年9月17日付朝刊1面。
- (129) こうした社会党分裂及び1960年3月の社会党委員長選挙における河上派の動向については、高橋、前掲書に詳しい。
- (130) 日本社会党『社会新報』1960年2月7日付1-2面。
- (131) Desp. 914, Tokyo to DoS, “Conversation with Socialist Party (JSP) Official Regarding Recent Factional Maneuvering in the JSP, Current Action Program, Etc.”, February 2, 1960, 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成Ⅲ 日本の国内事情 1960年』（柏書房、1997年）第1巻、134-140頁。原、前掲『戦後日本と国際政治』、252頁。
- (132) 『朝日新聞』1960年1月19日付朝刊2面。
- (133) 週刊社会新聞社『週刊社会新聞』1960年3月22日付1面及び同年4月29日付2面。『朝日新聞』1960年4月24日付朝刊2面。『読売新聞』1960年4月17日付朝刊1面。